

保 険

6-26 保険審議会総合部会「保険事業の役割について」（平成2年6月1日）の概要

「保険事業の役割について」 —保険審議会総合部会報告の概要—

第1章 保険事業を取り巻く環境の変化

1. 経済・社会環境、国民生活・意識の変化

- 人口の高齢化の進展により、自助努力として、自らの老後に備えようとするニーズが高まっている。
- 金利選好意識の高まりから、保険商品の有する貯蓄機能が重視されるようになってきている。
- 国民生活・意識の変化、利用者ニーズの多様化により、より利便性の高い商品を求めるようになってきている。
- 利用者は、商品の特徴、個性、利便性を十分チェックして、主体的に商品選択を行おうとしている。
- 経済、社会の発展に伴い、発生が見込まれるリスクの多様化、巨大化への対応が求められている。

2. 金融の変化、金融制度改革

- 保険会社の資産面において、リスク管理の重要性が高まっている。
- 国際化、証券化の進展に伴い、資金調達構造が変化し、資金需要面のニーズが多様化している。
- 機械化の進展により、業態を超えて、高付加価値の複合商品等が開発、提供されるようになってきている。
- 保険事業と金融制度との関わり合いが深まり、保険事業の金融制度における位置付けについて十分な検討が求められている。また、欧米においても、規制緩和、自由化の方向で保険制度改革の動きがある。

3. 公的規制緩和の動き

保険事業についても、臨調〔臨時行政調査会〕、行革審〔臨時行政改革推進審議会〕等の答申で公的規制緩和が求められている。

第2章 保険事業の見直しに関する視点

1. 利用者の立場
2. 国民経済的見地
3. 国際性

第3章 今後の保険事業の課題

1. 保険事業の機能について

保険事業は、保険事故に対する保障（補償）の提供を基本機能として有し、将来必要となる資金を準備するという意味で貯蓄手段の提供機能をあわせ持っている。更に、負託された保険料を運用するという資産運用機能を有している。

保険事業全体としてみれば、保険料として集められた資金を資金需要者に供給するという金融仲介機能も果たしている。

2. 国民経済的な役割の高まりへの対応

- 高齢化社会の進展、経済のストック化の進行等、保険事業を取り巻く環境の変化に対応して生存（年金）・医療・介護保険等への関心が高まっており、これらの分野で保険事業の機能の一層の充実が求められている。
- 資金量の増大、資金運用単位の巨大化による内外金融市場等に与える影響等に鑑み、保険会社は、経済取引の安定性、公正さに十分配慮し、保険事業の公共性を踏まえ、資産運用面を中心に行動規範を確立する必要がある。
- 国際化の進展に伴い、対外的に開かれ、諸外国との整合性のとれた制度を構築する必要がある。

3. 利用者ニーズに対応した商品、サービスの充実

- 利用者ニーズに即応するため、積極的なマーケティングを行い、商品、サービスの充実が進められるような体制を整備する必要がある。
- 生損保事業については、競争を促進し、事業の効率化を図るという観点からは兼営が有効であるという意見があること、両事業において高齢化社会への対応や貯蓄機能面での同質化が進んでいること、生保から現物給付保険等、損保から年金保険等について要望があること等から、更に生損保事業の相互乗入れを進めることとする。
- 多様な利用者ニーズに対応するため、販売チャネルの多様化によるサービスの充実の必要がある。

銀行等による保険販売については、利用者の利便の向上に資する一方で、銀行等による保険事業への参入等の問題があり、保険、金融制度の関わりを含め、引き続き検討することとする。

4. 新しい利用者ニーズへの対応

(1) 保険商品の持つ貯蓄機能へのニーズの高まりへの対応

- 高齢化社会の進展、経済のストック化の進行、金利選好意識の高まり等の中で、保険に対するニーズが、万が一の場合の保障から生活の安全・安定へのニーズ、更には財産の管理、保全へと広がってきており、貯蓄性の高い商品のウェイトが高まりつつある。これは欧米でも既に見られる現象であり、保険会社はこうした利用者ニーズの変化に商品面でも対応していく必要がある。
- 貯蓄機能のウェイトの増加に伴い、保険商品と金融商品との同質性が高まり競合関係が生じているが、同質性の高い商品間ではディスクロージャー等競争条件上の整合性を確保する必要がある。

(2) 資産運用（資金調達を含む）手段、体制の整備

- 利用者はより高い収益性を求めている。自由化、国際化、証券化等の金融の変化に対応した、より効率的で収益性の高い資産運用を進め、その成果を明確に商品価格に反映させることにより、商品販売と資産運用のリンケージを強化する必要性が高まっている。
- 利用者により高い収益の還元を図るため、資産運用手段、業務を多様化する必要がある。また、保険商品は長期のものが多く、乗り換えが困難であることから、利用者の立場からも、金融等の環境変化に対応できるよう資産運用手段、業務が絶えず見直されることが必要である。

これらに伴い、従来とは異質のリスクが発生するため、リスク管理を進めるとともに自己資本等を充実する必要がある。

- 保有資産に係るリスクの増加に伴い、資産面でのリスク管理の重要性が高まっている。このため、リスクヘッジ手段の拡大を図り、資産運用手段、業務の多様化に伴う資産リスクのチェック体制の整備を進めていく必要がある。

○資金調達については、流動性リスクをはじめとする諸リスクの増大に伴い、資産運用の安全性確保、効率化に必要な範囲において、弾力化する必要がある。

(3) 金融の変化、金融制度改革への対応

○保険会社を主として機関投資家としてとらえ、保険会社の貸付は、資産運用のポートフォリオの一環にすぎないとする意見がある。一方で、間接証券を発行して集めた資金を資金需要者のニーズに応じて資金移転を行うという点で、銀行等と同じような機能を果たしているとの意見がある。

○利用者ニーズが保険商品の貯蓄機能に集まっており、銀行預金等との間で商品面での同質性が高まり、競合関係を生じている。このため、他業態と適正な競争ができるよう効率的な資産運用が求められている。

○金融の自由化、国際化、証券化の中で、資金需要者の調達構造が変化し、金融・証券サービスのニーズが多様化している。保険会社にとってもこのような金融の変化に十分な対応ができない場合には、金融仲介に不可欠な情報に狭隘化が生じ、資金需要者のニーズに応えることができず、これまで果たしてきた金融仲介機能を維持することが困難な状況になる。

○また、保険会社は貸付を中心としつつ、国債の引受・窓販、国内大型私募債の斡旋業務等、幅広いサービスを提供している。これらのサービスで培ってきた経営資源を有効に活用するという観点から、資金需要者のニーズに応じていくことは、利用者にとっても望ましいことと思われる。

生損保から具体的には、社債の引受等の証券業務や外国為替業務、信託業務等について要望がなされている。

一方、保険会社がこのような銀行・証券業務を行うことについては、保険事業の金融制度における位置付け、資本市場の在り方といった観点から適当であるかどうか更に検討すべきであるとの意見がある。

○金融制度調査会第二委員会の中間報告（平成元年5月）において、保険事業について「当委員会では、今後、保険審議会で保険事業のあり方等について検討が行われるのであれば、その検討結果を踏まえつつ審議を行うこととしたい。」とされている。また、現在、証券取引審議会において、証券業務の担い手の在り方を含めて、今後の資本市場の在り方等に関する基本的な諸制度の分析、検討が進められている。

保険審議会総合部会としては、金融の自由化、国際化、証券化等の環境の変化に対応して、保険事業においても利用者ニーズに応えるため幅広いサービスの提供が必要となっており、保険会社の周辺金融関連業務への参入の在り方について、更に検討を行うことが望ましいと考える。その際、保険事業については保険経理やディスクロージャー等について見直しが行われることが前提であり、健全性の確保や利益相反行為の防止、その他利用者保護のための諸手当てを行う必要がある。

5. 保険事業の効率化促進

○保険事業の効率化を進めるため、商品、価格（料率、配当）、サービスの面での競争促進が必要である。

○競争を促進するため、利用者の立場からみた競争と経営の安定のバランスの望ましい在り方や、現行の経営危機対応の制度を見直し、例えば支払保証基金制度のような環境の整備を検討する必要がある。

料率算定会制度については、今後とも料率算定会の制度、運用の弾力化について検討する必要がある。

○競争促進のため、新規参入を抑制的にすべきではない。なお、他業からの新規参入については、保険事業と他業との利益相反の問題等について検討する必要がある。

6. 運営体制の在り方

(1) 保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備

○保険経理については、①区分経理、特別勘定の導入・活用、②責任準備金積立方式の見直し、③インカム配当原則の見直し、④含み益の取扱い、⑤相互会社における広義の自己資本概念の在り方、⑥リスク管理の在り方、等の検討を行う必要がある。

○ディスクロージャーについては、配当その他の商品選択情報等利用者の関心の強い情報提供、保険会社の経営チェック機能の発揮のための情報提供を充実する必要がある。

(2) 保険会社形態の在り方

○相互会社における社員総代会等の機能を充実させ、経営チェックシステムの強化を図る必要がある。また、保険問題研究会報告（平成元年5月）等の指摘事項の実施を進める必要がある。

○相互会社制度については、今後の保険事業を担う会社制度として、その意義を含め、長期的視野に立った見直しを進める必要がある。経営形態の選択の幅を広げるといった観点から、相互会社の株式会社への転換規定の整備を検討する必要がある。

(3) 保険募集の在り方

○募集機能の効率化を図り、利用者への良質なサービスの提供を果たしていく必要がある。

○商品情報提供の在り方、募集体制の在り方について検討する必要がある。

7. 行政監督の在り方

○規制緩和により、保険会社の経営の自由度が高まるが、競争が激化し経営の自己責任も重くなる。今後、競争を促進するとともに、支払能力の確保のためリスク管理を進め、利用者保護のため経営危機への対応等環境の整備を検討する必要がある。

○中小会社は、規制緩和に伴う競争激化により大手会社と同様の経営展開は困難になるおそれがあり、それぞれの特色を活かし、きめ細かく利用者に対応することが迫られている。各社の経営努力や創意工夫が活かされるような環境整備をする必要がある。

○保険事業の免許付与に当たっては、事業運営の適格性等の資格の要件を設け、透明性を高める必要がある。

○「保険募集の取締に関する法律」及び「外国保険事業者に関する法律」については、今日の見直しの必要がある。

第4章 保険事業の担うべき役割

以上のような検討から、今後の保険事業の担うべき役割については以下のように考える。

○高齢化社会の進展等保険事業を取り巻く環境の変化等に対応し、多様な利用者ニーズに即応するため、商品、サービスの充実が進められるような体制を整備する必要がある。

また、公平かつ安定的に保険を提供するため、リスクの引受と支払能力の確保に努める必要がある。

高齢化社会の進展等により、特に貯蓄機能の一層の発揮が求められている。

このため、商品販売と資産運用のリンケージを保ち、より効率的で収益性の高い資産運用を実現し、その成果の利用者への還元が求められている。この観点から、商品の個別化及びこれに応じた販売を進める必要がある。

○金融の自由化、国際化、証券化等の環境の変化に対応して、保険事業においても利用者ニーズに応えるため幅広いサービスの提供が必要となっており、保険会社の周辺金融関連業務への参入の在り方について、更に検討を行うことが望ましい。

○規制緩和、競争促進を進め、保険事業の効率化を図る必要がある。また、利用者の保護に十分配慮すべく、支払能力を確保し、環境の整備（安全ネット等）を検討する必要がある。

○社会基盤の整備等、国民生活、国民経済の安定、向上への貢献や保険事業の公共性を踏まえた内外金融市場等への配慮が必要である。

また、我が国の保険事業の規模にふさわしい国際的役割を發揮するとともに、我が国の保

険制度が国際的にオープンであることを確保する必要がある。

なお、このような保険事業の担うべき役割を果たしていくため、運営体制、行政監督の在り方の見直しを行う必要がある。

(注) 本報告書の日付については、出所によれば「総合部会は、平成〔中略〕2年5月16日の第17回会合において総合部会報告「保険事業の役割について」をとりまとめた。本報告は6月1日に開催された第52回総会において了承を得た」とされている。

(出所) 『銀行局金融年報 平成2年版』110-113ページ。

6-27 保険審議会総合部会「「保険会社の業務範囲の在り方について」—保険審議会総合部会経過報告概要—」(平成3年4月26日)

「保険会社の業務範囲の在り方について」 —保険審議会総合部会経過報告概要—

第1章 総論

1. 保険会社の業務とその見直しの必要性

イ. 保険商品は、保険事故に対する保障（補償）機能を基本機能として有している。また、将来必要になる資金を準備するという意味で貯蓄機能も有している。保険商品は、予定利率を確保するとともに、それを超える資産運用成果を契約者配当として還元することを目指していることから、貯蓄機能は予定利率に相当する確定的な部分（貯蓄部分）と集合投資としての部分に分けられる。更に、これらの機能を支えるため負託された保険料の運用が不可欠であり、保険事業は資産運用機能を有している。

保険事業を全体として見ると、保険商品の販売により本源的な資金を受け入れ、これを資金需要者に供給する金融仲介機能を果たしている。保険事業の特質は、こうした諸機能の複合性にある。

ロ. 従来、保険事業においては長期性と健全性、公共性が最大の特徴、要請とされ、これに比して事業の効率化、保険商品の収益性の向上は消極的な要請にとどまっていた。現行の保険業務規制は、この考え方を前提としたもので、免許主義、專業主義、生損保兼営禁止をはじめとして商品、保険経理、販売等においても規制が設けられ、事業の健全性の観点から厳格に運用されてきた。

ハ. 保険会社は環境の変化に対応して商品、資産運用手段、業務等の多様化を図ってきたが、現行の業務規制の下では十分な諸機能の維持・充実が困難になっている。

ニ. 近年見られる貯蓄性商品の増大は、収益性の要請を高めるとともに、保険料の収受及び保険金支払における長期安定性を弱め、資産・負債の構造を変化させている。また、商品特性に応じた販売チャネルの多様化、契約内容に応じた契約者間の公平性に対する要請、更に他業態との競争条件の整合性確保、事業の透明性の要請が高まっている。

ホ. こうした変化を踏まえ、保険会社の業務の見直しが必要となっている。

2. 見直しに当たっての指針

イ. 保険事業の在り方を検討する際の視点は、利用者の立場、国民経済の見地、国際性の3つである。このうち、特に利用者の立場が最も重要な視点と思われる。保険事業の特質はその諸機能の複合性にあるが、環境の変化に対応していかに諸機能の維持・充実を図るかが、利用者の立場からも国民経済の見地からも最大の課題である。

ロ. 環境の変化及びそれに伴う保険事業の変化に対応した保険会社の業務の見直しを行うに当たっては、①規制緩和による競争促進、事業の効率化、②事業の健全性の維持を2つの指針とすべきである。

第2章 諸外国の保険事情

〔略〕

第3章 検討

1. 保険事業の多様化、効率化

(1) 保険商品

イ. 保険商品の料率、配当は、結果的に画一的なものとなり、各社の資産運用成果や事業の効率化の優劣が十分に反映されていないとの批判がある。価格面での競争促進により事業の効率化を図ることが望ましい。また、損害保険の料率算定会制度について、制度、運用の弾力化についての議論を深める必要がある。

ロ. 保険会社の創意工夫が活かされ、特色のある商品を開発できる体制を整備する必要がある。自己責任原則の下、各社の商品設計における独自性を尊重するため、簡易審査の拡充といった商品検査の簡素化の必要がある。

ハ. 資産の運用成果のより高い還元と、商品毎の契約者間の公平性を確保するためには、商品内容に適した資産運用を行い、その成果を契約者に適切に還元する必要がある。このような商品販売と資産運用の一体的管理（リンケージ）を実現するため、現行の合同運用を見直し、商品特性に応じた区分経理、特別勘定の導入・活用を行うことで、商品毎の資産運用状況及びその成果のより明確な把握を可能にする必要がある。

ニ. 利用者ニーズの多様化に対応した商品開発を進めるため、マーケティングを充実する必要がある。

(2) 資産運用手段、業務等

イ. 保険事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、経営資源を有効活用できる範囲で資産運用手段、業務を多様化するとともに、資金調達を弾力化することが重要であるが、現行の資産運用規制や専業主義の厳格な運用の下では、各社の経営判断による多様化の余地は限定されているのが実態である。

ロ. 現在、保険会社の資産に関し運用対象を種類、量の両面から包括的に規制している。しかし、資産のうち保険契約者のために維持、運用する責任を負う部分（責任準備金等に対応する部分）については、安全性を重視した運用規制がなじみやすいのに対し、それ以外の部分については、各種リスクに対応するための財産的基盤であるとともに、その一部は事業の推進に当たっての基礎と捉え、保険会社の収益性を重視した投資判断を尊重してもよいのではないかという考え方がある。

ハ. 保険会社は、公共債ディーリング、社債の受託、私募債の斡旋（損害保険）、債務保証（生命保険）、外貨建ローン、海外現地法人の業務範囲の拡大を、規制緩和として要望している。

ニ. 利用者の立場を最優先し、規制緩和を進める観点から、ニーズへの対応の緊要性が認められる業務については、国際的整合性や他業態との規制の差異等に留意しつつ、検討を進めることが望ましい。特に、保険会社が現在行っている業務の一部を、実質的に同等である他の方法により行うことについては、これを十分配慮する必要があるのではないかと。

要望業務には金融制度全般との関わりが深いものがあり、これについては制度の見直しの動向に配慮しつつ、更に検討を進めることが適当と考える。

ホ. 保険会社の資金調達についてはこれまで極めて制限的に考えられてきたが、事業の健全性の維持は、ソルベンシー・マージンの考え方の導入による総合的なリスク管理等によっても図ることができ、また、資金調達の弾力化は、流動性リスク等のリスクヘッジ手段としての意味も持ちうることから、資金調達について弾力的に考えることが必要になっている。

ヘ. 資産運用の安定性の確保、効率化の促進のため、保険会社が一定の範囲内でCPのような

より効果的な調達手段を選択できるようにすることが望ましい。

(3) 保険関連サービス

保険関連サービスの多様化により、商品や資産運用に加えサービス面でも競争促進が図られ、利用者利便が増進される。

(4) 販売

イ. 貯蓄性の高い商品の販売の拡大や近年の労働環境の変化等に対応し、商品特性に応じた販売チャネルの開発の必要性が高まっている。これらの開発に更に努める必要があり、これにより、販売と商品の有機的な一体化が実現される。

ロ. 保険商品と他の金融商品との同質化が進む中で、類似の金融商品と同様の開示を行う必要があり、商品選択情報の充実、利用者保護等の観点から、商品内容の一部比較及び予想配当の記載等を制限する現行の規制について見直す必要がある。

ハ. 今後、既存の販売チャネルの効率化や、商品特性に応じたチャネルの開発による販売面での多様化、効率化が強く求められる。利用者保護、保険販売の特殊性、専門性、既存のチャネルとの関係を踏まえ、販売の問題について更に検討を進める必要がある。

(5) 生損保兼営

イ. 生損保兼営禁止の根拠であるリスク、期間の差異が縮小し、両事業の取扱い商品の同質化が進んでいる。生命保険事業、損害保険事業における競争促進の必要、両事業間に利益相反の生じるおそれが高いこと等から、兼営を可能とすることが望ましい。これにより新規参入の可能性を含め両事業ともに競争相手が増加することとなり、事業の効率化や利用者利便の向上が期待できる。

兼営の対象分野については、将来の環境変化へのより柔軟な対応、競争促進、エコノミーズ・オブ・スコープの発揮等の観点から、できるだけ幅広いものとするのが望ましい。

ロ. 兼営の方式については、リスク遮断の明確化、国際的整合性等の観点から、子会社方式によることが考えられるが、我が国における両事業の接近の現状等を踏まえ、リスク遮断、供給責任の確保等を前提に、本体による取扱いについても更に検討することとする。

ハ. 傷害・疾病・介護分野については、定額性、損害填補性の基準の意義の低下、高齢化対応のためのニーズの緊要性等から、積立型保険を含め全面的な相互乗入れが可能となることが望ましい。

より幅広い生損保の相互乗入れについては、兼営禁止規定の見直しの検討を含め、これを進めることが適当と考える。

兼営の方式にかかわらず、販売面においては、利用者利便等の観点から生命保険、損害保険がそれぞれの販売チャネルを活かした取扱いを行うことが重要となる。

二. 兼営を進めるに当たっては、経営環境の激変緩和、傷害・疾病・介護分野への依存度の高い会社への配慮等の観点から、一定の猶予期間を設け、これを段階的に解除していく等の措置が必要と考えられる。

販売面における生命保険と損害保険の差異（生命保険募集人の一社専属制と損害保険代理店の乗合制、契約締結権の有無等）については、利用者利便、利用者保護、競争条件の整合性等の観点から検討することとする。

2. 保険事業と他業態との関係

(1) 金融制度と保険事業

イ. 競争促進による利用者利便の向上等を目的として、各業態間の相互参入を基本に、専門制、分業制に根ざしたこれまでの金融制度の見直しが進められている。保険商品の持つ貯蓄機能へのニーズが高まっていること等から、保険商品と金融商品、更に保険事業と他業態の金融仲介機能面での同質化が進んでいる。

ロ. 欧米各国においては、我が国に先行して保険事業と他業態との同質化が進んでおり、銀行等との間で子会社・持株会社を通じた相互参入の動きが見られる。

- ハ. 金融制度の見直しに際しては、相互参入を通じて最大限に利用者利便の向上を図る観点から、制度としては保険事業を含めた各業態間の幅広い相互参入が可能になることが望ましい。
- 二. その際には、免許事業としての特質に配慮しつつ、利用者保護、事業の健全性の維持、利益相反の防止等に留意する必要がある。
- (2) 周辺金融関連業務（銀行業務・信託業務・証券業務）への参入
- イ. 保険会社より、金融の自由化等の環境の変化に対応して金融仲介機能を発揮していく観点から、周辺金融関連業務への参入要望が出されている。具体的には、社債の引受、外国為替、信託、私募証券の取扱いが挙げられている。
- ロ. 参入の範囲や方式を検討する際には、利用者利便、エコノミーズ・オブ・スコープ、リスク遮断、利益相反の防止、競争条件の整合性等に留意する必要がある。また、保険経理、ディスクロージャー、会社形態の検討を深めつつ、金融制度調査会、証券取引審議会における審議を踏まえ、更に検討を進める必要がある。
- (3) 他業態からの新規参入等
- イ. 他業態から保険事業への参入についても、保険事業における競争促進の必要等から、基本的に望ましい。この点について、免許事業として、新規参入者の事業運営の適格性等について検討する必要がある。
- ロ. 銀行より、保険の販売、引受への参入要望が出されている。他業態による保険販売について、既存の販売チャネルとの関係も踏まえ、更に検討を進める必要がある。
3. 業務の見直しのための体制整備
- (1) 保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備
- イ. 商品の多様化が進展しているため、従来の長期分散投資中心のポートフォリオを再構築するとともに資産と負債を一体的に管理する必要がある。
- ロ. 総合的なリスクに対しては、ソルベンシー・マージンの考え方を広義の自己資本概念として導入する等の必要がある。
- ハ. 支払保証基金のような安全ネットの整備を検討する必要がある。その際、経営危機の際の手当てとして合併等に伴う資金援助も含めて考える必要がある。
- 二. 区分経理、特別勘定の導入・活用、ディスクロージャーの整備等を推進していく必要がある。
- (2) 保険会社形態
- イ. 保険事業を担う会社制度として、長期的視野に立ち、相互会社の在り方の検討を進める必要がある。
- ロ. 相互会社の経営チェックシステムについては、徐々に改善が図られてきているところであり、これらの状況を踏まえて検討を進める必要がある。
- ハ. 相互会社の広義の自己資本概念の整備を図る必要がある。
- 二. 経営形態の選択の幅を広げるといった観点から、相互会社の株式会社への転換規定の整備を検討する必要がある。
4. 保険会社の公共的役割
- イ. 保険事業の公共性に鑑み、社会的基盤造り、国民生活の安定、向上等への貢献を通じて公共的役割を担っていくことが望ましい。
- ロ. 保険会社が、事後の保障の提供にとどまらず、事前の予防・防災的分野に貢献することが考えられる。また、全国的な販売のネットワークを活用した地域社会への貢献、情報提供の充実等にも積極的に取り組むことが望ましい。
- ハ. 社会的基盤造りへの取組みに当たっては、公共性と収益性とのバランスに配慮する必要がある。
5. 保険会社の新しい業務の在り方
- イ. 今後、保険会社は従来のような画一的な業務展開ではなく、自己責任原則の下で経営判断

によって特色のある経営戦略を進め、効率化を目指すことが不可欠である。

- ロ. 中小の保険会社は、商品、販売等の面で特化戦略を打ち出し、大手とは違った業務展開を行う必要がある。
 - ハ. 保険会社の新しい業務の在り方としては、各社が事業の健全性の維持のために最低限必要な規制に服しつつ、原則として保険事業の諸機能の維持・充実に必要な範囲で、自らの経営判断により多様な業務を展開できる自由度の高さが求められている。こうした自由度の下で、商品開発、資産運用、販売、リスク管理等の体制整備の努力を保険会社自身が行うことにより、収益性と健全性のバランスの取れた、透明性ある保険事業が実現されると考える。
6. 法律上の手当て
- イ. 業務の見直しと併せて、他業態の業法等を参考にしつつ、保険業法の業務についての規定の整備を検討する必要がある。
 - ロ. [保険] 業法はその対象とする「保険事業」について定義規定を置いていない。環境の変化に十分対応できるよう、諸外国の立法例や他業態の業法を参考にしつつ、事業の定義規定の整備を検討する必要がある。
 - ハ. 業務の位置付けを明確化することについて検討する必要がある。この場合、例えば銀行法等に準じた、固有業務、付随業務、法定他業、周辺業務という区分を用いることが考えられる。
- 二. 保険事業の免許主義、專業主義の考え方は基本的には今日なお合理性を有すると考えるが、保険会社の業務の見直しに伴い、保険事業の円滑な遂行のために必要となる業務について、他業禁止規定の在り方を見直す必要がある。保険会社が専属的に担うべき分野（專業的分野）とそれ以外の者も担いうる分野（非專業的分野）の整理の必要が生じている。今後、競争促進、事業の効率化の観点から引き続き他業禁止規定の在り方を見直す必要がある。
- ホ. 保険業法第7条は、生損保兼営を禁止しているが、生命保険事業、損害保険事業間のリスク、商品機能の同質化に鑑み、兼営禁止規定の見直しについて検討する必要がある。

(注) 本報告書の日付については、出所によれば「保険審議会では、平成元年より「保険事業の在り方及び保険関係法規の見直し」について〔中略〕審議を行っており、これの検討のため総合部会が設置されている。〔中略〕総合部会では、〔中略〕3年4月に経過報告がとりまとめられた。〔中略〕総合部会経過報告〔中略〕は、4月26日に開催された第54回保険審議会総会に提出、了承された」とされている。

(出所) 『銀行局金融年報 平成3年版』86-91ページ。

6-28 保険審議会「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)の概要

「保険審議会答申」の概要

第1章 総論

近年の我が国の保険事業を取り巻く経済・社会環境の大きな変化に伴い、国民の保険事業に対するニーズが多様化・高度化してきている。また、金融面においても自由化・国際化・証券化等が進展している。更に、行革審等の場において規制緩和の推進等の必要性が提言されている。

保険事業については、従来から、健全性、安定性及び公共性が重視されており、免許制、他業制限、生損保兼営禁止をはじめとして業務範囲、販売、経理、相互会社組織等の規制が置かれている。しかしながら、このような現行の規制の下では、保険事業を取り巻く環境の変化に十分に対応することが困難になっていることから、保険事業の在り方について見直す必要性が

高まっている。

今回の見直しに当たっては、①利用者の立場、②国民経済の見地、③国際性という三つの視点に基づいて検討が行われ、①規制緩和・自由化による競争の促進、事業の効率化、②健全性の維持、③公正な事業運営の確保の三つの指針が示された。

第2章 保険事業の在り方について

保険事業の在り方については、以下のような指摘がなされている。

1. 保険会社の業務範囲について

(1) 保険商品

商品面での特色の発揮等の観点から、低料低配商品、高料高配商品等の多様化を進めることが望ましい。

保険商品の多様化、価格面での競争促進を図るために、マーケティングの充実を通じた利用者ニーズの的確な把握と商品開発、商品特性に応じた商品販売と資産運用の一体的管理等が必要となる。

(2) 資産運用手段、業務等

保険会社の資産運用手段、業務に係る規制については、保険経理の見直し、行政上の監督指標としてのソルベンシー・マージン基準の導入、ディスクロージャーの整備等と併せて、規制緩和の方向で見直すことが適当である。

(注) ソルベンシー・マージンとは、保険会社が責任準備金を超えて保有する支払余力であり、資本勘定のほか、負債に計上される引当金、株式含み益等によって構成される。

イ. 保険会社が以下の業務を実施することの適否等については、固有業務、付随業務、法定他業等のように保険事業にとっての法的な位置づけを含め検討を行ったが、その検討結果は以下のとおりである。

① 外貨建ローン

外貨建資産の保有制限等現行の資産運用規制の枠内において、ソルベンシー・マージン基準の導入等リスク対応体制の整備状況に応じて対応していくことが適当である。

② 債務保証

資産運用に付随する業務として位置づけ、リスク対応体制を整備した上で行えるようにすることが適当である。ただし、資産運用との一体性や政策的必要性が高いもの等について、リスクを考慮しつつ保証先を限定することが適当である（損害保険会社には、現行の保険業法上、損害保険事業として保証保険業務が認められている。）。

③ 社債の受託

受託業務が法制上社債の発行後の管理業務に純化されることとなる場合、法定他業として保険事業の遂行を妨げない限度において、法定権限を基本とする社債の受託を制度上行えるようにすることが望ましい。現在、法制審議会商法部会において、社債法の改正に向けて検討が進められているところであるが、保険審議会の検討を踏まえ、法制審議会でも更に検討が進められ、最終的な判断がなされることが適当である。

④ 公共債ディーリング

法定他業として位置づけ、保険事業の遂行を妨げない限度において行えるようにすることを慎重に検討することが適当である。

⑤ 私募の取扱い

保険会社による取扱いの在り方と保険事業にとっての位置づけについて法的な検討を行い、付随業務又は法定他業として取り扱えるようにすることが適当である。

⑥ 証券化関連商品

取扱商品の範囲を含め、保険会社による取扱いの在り方と保険事業にとっての位置づけについて法的な検討を行い、付随業務又は法定他業として取り扱えるようにするこ

とが適当である。

⑦ 海外現地法人の業務範囲

我が国の保険会社に認めうる範囲で多様化、弾力化が進められることが適当である。保険会社による証券現法、銀行現法等の保有については、行政当局の認可を通じて行えるようにすることが適当である。

ロ. 次に、保険会社の資金調達弾力化については、これまでのところ極めて制限的に考えられてきたが、今日の保険事業には、事業の効率化、収益性の確保が強く要請されるとともに、増大する流動性リスクへの対応を図る必要性が高まっていること等から、ソルベンシー・マージン基準の導入等により総合的なリスク管理体制を整備しつつ、資金調達について弾力的に考えることが必要となっている。

① 短期資金調達については、事業の健全性の維持を図りつつ、保険事業の円滑な遂行のために必要な範囲において、CP・銀行借入のような一層効率的な調達手段を選択できるようにすることが望ましい。ただし、CPについては、広く投資家から資金を調達する手段であること等にかんがみ、金融システムに与える影響等について、更に検討が行われる必要がある。

② 長期資金調達については、設備投資、国内外の子会社・関連会社への出資等に用途を限って認めることが適当である。また、保険株式会社の普通社債の発行については、十分な検討が必要である。

なお、相互会社の社債発行については、更に法制面からの検討が必要である。

(3) 保険関連サービス

事業の効率化の観点から、高齢化対応サービスのように保険会社の既存の経営資源を有効活用できるような内容のサービスが望ましい。

(4) 生損保兼営

傷害・疾病・介護分野における生損保商品の同質化、生損保間でのリスクや期間面での差異の縮小等を考慮すれば、生損保兼営禁止を見直し、両事業の兼営を可能にすることが適当である。

兼営の方式としては、両者間で適切なリスク遮断を確保することが引き続き重要であること等から、子会社方式を主体とすることが適当である。子会社が取り扱える保険種類は、制度上、生命保険会社、損害保険会社それぞれに認められるものすべてとすることが適当である。

傷害・疾病・介護分野においては、定額性、損害填補性の区分にかかわらず、制度上、生損保本体での幅広い取扱いを可能とすることが適当である。

生損保間では、経営資源の有効活用の観点から、クロス・マーケティング（子会社が親会社の販売チャネルを活用すること）を可能にすることが適当と考える。

なお、傷害・疾病・介護分野における生損保の相互乗り入れについては、子会社方式による乗り入れ等とのバランスにも留意しつつ、外国保険事業者を含めた中小保険会社の依存度の高い保険種類については段階的な措置を設けることを含め、その実施の時期・方法等について十分配慮することが適当である。

また、傷害・疾病・介護分野における生損保本体の乗り入れを進めるに当たっては、生損保間で異なる制度の調整の検討が行われる必要がある。

(5) 保険事業と他業態との関係

保険事業を円滑に遂行していくために、多様化、高度化する資金需要者等の金融サービス等に対するニーズに応えることが必要になっていること等から、金融制度改革を進めていくに当たっては、保険と銀行・信託・証券との相互参入を可能とすることが適当である。

相互参入の方式については、①本体での参入には、リスク管理、利益相反行為による弊害の防止等の面で問題が多いこと、②金融制度改革における相互参入は業態別子会社方式を主

体に行われること等から、基本的には業態別子会社方式とし、業態別子会社の業務範囲については、競争促進の必要性、環境変化への柔軟な対応等の観点から、法制上認められるすべての業務とする。ただし、当初は、競争条件の公平性の観点から、金融制度改革における他業態の子会社の業務範囲との整合を図り、一定の範囲とし、その後これからの状況の変化を勘案しつつ、拡大していくことが適当である。

保険会社が証券業務に参入する際には、機関投資家としての立場と市場仲介者としての立場との間で利益相反が生じる可能性等がある。一方、銀行等が保険事業に参入する際には、影響力を行使した販売が行われる可能性等がある。そのため、銀行・信託・証券間の措置も参考にして、必要最小限の実効性ある弊害防止措置について検討が行われる必要がある。

2. 保険商品の販売について

(1) 販売に係る規制緩和、販売チャネルの多様化

現行の「保険募集の取締に関する法律」(以下「募取法」という。)は、刑罰法規としての性格が強すぎる面があるため、その規制内容は利用者保護の観点から必要最小限のものとする必要がある。

今後、商品特性に応じた販売チャネルの多様化・効率化の必要性、乗合代理店による販売が行われている損害保険事業との兼営、労働力需給の逼迫等の環境の変化を考えれば、一社専属、乗合のいずれを選択することもできるようにすることが望ましい方向である。したがって、生命保険商品の販売については、法律によりすべて一社専属を義務づけている現行の制度を見直し、乗合チャネルを可能とする必要がある。ただし、乗合チャネルの導入に当たっては、弊害の生じるおそれの少ない商品又は販売チャネルから乗合を進めるなど、段階的にその範囲を拡大していくことが適当である。

次に、諸外国では一般的であるが我が国では存在しないブローカーについては、中立的な立場から利用者に最適な商品をアドバイスすることが期待されること等から、制度として参入の途を開いておくことが適当である。

銀行等による保険販売については、利用者利便の向上、販売チャネルの多様化・効率化に資すること等からは望ましいと考えられる。一方、影響力を行使した販売による弊害の可能性も十分に考慮しなければならない。したがって、これまでの金融制度改革における相互参入についての議論を踏まえつつ、弊害防止の可能性、銀行等に係る他業禁止等の観点から、更に十分な検討が行われる必要がある。

また、銀行等と保険会社の提携商品の販売の在り方について、利用者利便の向上の観点から、募取法との関係を踏まえ、紹介行為との関係を明確にしつつ、行政当局において検討が行われることが望ましい。

(2) 情報提供の充実等

募集文書図画への予想配当の記載等の禁止、商品内容の一部比較の禁止等の規定は見直す必要がある。また、募集主体の権限、商品選択情報等について募集時の開示義務を課すことにつき、法制的な観点も含め検討が行われる必要がある。開示内容・方法に関する基準の策定、第三者機関による商品選択情報の提供について、具体策の検討が進められる必要がある。

(3) その他

生命保険募集人、損害保険代理店に係る契約締結権、告知受領権の有無については、今後生損保兼営を進めるに当たって、特に傷害・疾病・介護分野において調整を図っていく必要がある。

加入見込者等を募集人に紹介する行為については、募集規制の実効性の確保等の観点から、法的に明確化し、業界の自主規制に管理を委ねることが考えられるが、法制的な観点から検討が行われる必要がある。

企業の取引関係その他の優越的地位を利用した圧力販売、不当な割戻し等につながる行為等については、商品性等に応じて所要の措置を講じることについて法制的な観点を含め検討

が行われる必要がある。

3. 保険経理、ディスクロージャー

(1) リスク管理の在り方

保険会社が直面する諸リスクの増大に対応するために、責任準備金を超えて保有する支払余力としてのソルベンシー・マージンを充実する必要がある。また、これを行政上のモニター・監督の際の指標として活用する必要があることから、行政当局においては、ソルベンシー・マージン基準を確定するとともに、その活用方法について具体的検討を行う必要がある。

(2) 責任準備金の在り方

純保険料方式による積立てを原則とする生命保険会社の責任準備金の積立方式については、標準責任準備金の考え方を導入し、当面は純保険料方式による積立てを標準とした上で、積立方式や計算基礎率に弾力性を持たせることが適当である。

(3) インカム配当原則の見直し及び含み益の取扱いの検討

生命保険の配当方式については、株式含み益の機能の整理及び明確化を行い、キャピタル・ゲインを含む総合収益を基にした配当方式に改善する必要がある。

(4) 区分経理及び特別勘定の導入・活用

区分経理及び特別勘定の導入・活用を積極的に整備していく必要がある。

(5) ディスクロージャーの整備

保険事業の透明性を確保する観点から、利用者への商品情報や配当情報の提供、公衆縦覧制度の導入を含むディスクロージャー資料へのアクセスの改善等について、推進していく必要がある。

4. 保険会社形態について

(1) 経営チェックの充実

相互会社においては、社員自治の考え方に基づいて契約者の意思を十分に反映した事業運営を実現するために、事業運営に対して適切なチェックが行われる必要があり、各社は社員総代会、社外取締役、評議員会等における経営チェックの充実に主体的に取り組む必要がある。

また、相互会社の少数社員権については、絶対数基準の導入を含め、行使要件の緩和、代表訴訟提起権等を社員の単独権とすること等について法制的な検討が行われる必要がある。

(2) 事業経営のための財産的基礎

相互会社においても、継続企業として事業を円滑に遂行していくために、負債の一部及び株式含み益の一部を含めた広義の内部留保等からなる「事業経営のための財産的基礎」を整備・充実し、契約者保護のための財産的なよりどころにする必要がある。

この場合、剰余金分配（配当）と内部留保とのバランスをとるとともに、内部留保の決定に関する権限の明確化、計算手続の明確性・透明性の確保等を図る必要がある。また、「事業経営のための財産的基礎」を拡充するための方策として、①基金の再募集、②劣後債の発行について専門的な観点から検討が行われることが望ましい。

(3) 株式会社への転換規定の整備

資本調達能力の向上、事業展開等を目的として、相互会社が株式会社への転換を図る可能性が生じるものと考えられたため、株式会社化の規定を整備する必要がある。

5. 保険事業の監督について

(1) 開業時の規制

保険事業については、今後とも免許制を維持するとともに、財産的基礎・経営者の適格性等の免許基準、手続の明確化等を図る必要がある。

(2) 継続的監督

保険業法に定める五つの基礎書類について、認可制の見直しに併せて、基本的事項につい

て法令化の検討を行うとともに、整理・統合する必要がある。

また、保険業法における報告徴収権、検査権、監督命令権等の規定については、権限発動の目的、要件等を限定し、明確化することについて検討が行われる必要がある。

(3) 保険商品に係る規制

商品認可の枠組みについては、これを維持しつつも、基礎書類の整理、見直しや基本事項の法令化を図ることにより、認可に係る事項を縮小するとともに、契約者保護の面で問題が少ないと判断される商品分野等について、届出制へ移行する途を開いておくことが適当である。

(4) 料率、配当に関する規制

料率規制については、契約者の公平性等の基本原則の法令化を図る必要がある。また、健全性維持のための新たな措置等により、適正な料率設定が確保でき、契約者保護等の面で問題が少ないと判断される分野については、認可制を緩和し、届出制に移行することが望ましい。

配当の承認制については、適切な経理上の措置（アセット・シェア方式の導入、区分経理及び特別勘定の導入・活用、ディスクロージャーの拡充、ソルベンシー・マージンや標準責任準備金の考え方の導入等）を前提に、廃止することが望ましい。

(5) 料率算定制度等

今後の料率算定の枠組みとしては、対象とする保険種目すべてについて営業保険料率を算定するという現行制度を見直し、状況の変化に対応して、問題が生じるおそれがなくなったものについて、純保険料率部分のみに遵守義務を課し、付加保険料率部分についてはアドバイザリー・レートとして提示することもできる制度が適当である。

(6) 資産運用規制

資産運用規制については、必要な基本的事項の法令化を図る必要がある。現行の財産利用方法書については、他の基礎書類とともに整理、見直しを図ることが適当である。また、ソルベンシー・マージン基準の実効性を考慮しつつ、財産利用方法書の認可制を届出制等に緩和することが適当である。

(7) 経営危機時の対応

新しい経営危機対応制度として、支払保証基金のような安全ネットを整備する必要がある。

(8) 外国保険事業者の取扱い

外国保険事業者の取扱いについては、国際問題小委員会における検討を基に、保険業法の改正に際して、極力内外同一の取扱いとすべく、保険業法と外国保険事業者に関する法律を一本化することを含め、法制的な観点から検討が行われることが適当である。

(9) 自主規制の活用

生命保険協会、日本損害保険協会等既存の業界団体の役割、新たな自主規制機関の設立の要否、法的位置付け等、自主規制の在り方について、法制的な観点を含め更に検討が進められる必要がある。

第3章 諸外国の保険事情

本章では、平成2年9月に行った海外視察の結果を中心に欧米諸国（米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、EC）の保険事情を取りまとめている。

（注）本答申の日付については、出所の11ページによれば「新しい保険事業の在り方—保険審議会答申—平成4年6月17日」とされている。

（出所）「保険審議会の答申について」『金融』平成4年8月号4-9ページ。

6-29 保険審議会「保険業法等の改正について」(平成6年6月24日)(抄)

保険業法等の改正について

保険審議会
平成6年6月24日

- 1 当審議会は、平成4年6月17日に「新しい保険事業の在り方」と題する答申を提出するとともに、更に法制的な観点から専門的な検討を行うため、当審議会の下に法制懇談会を設置し、上記答申についての法制面からの具体化作業を委ねてきたところである。
法制懇談会は、平成4年7月以来31回に及ぶ審議を重ね、平成6年5月13日に法制懇談会報告を取りまとめた。
当審議会は、同報告について6月3日、14日、24日の3回にわたり審議を行った結果、保険制度改革に係る法制的検討のとりまとめとしてこれを了承し、ここに当審議会の報告とする。
- 2 なお、当審議会が先に提出した答申「新しい保険事業の在り方」及び本報告「保険業法等の改正について」において示した保険制度改革は、来るべき21世紀に向けての我が国の保険事業並びに保険監督行政の望ましい姿を包括的に提示したものであり、改革の実施に当たっては、これを着実に実施するという観点から、新しい保険制度への移行によって混乱が生じ契約者等の保護に重大な影響を与えることのないよう漸進的かつ段階的に進める必要がある。
したがって、当報告を基にした保険関係法規の改正については、まず、子会社方式による生・損保の相互乗入れを含む保険制度の自由化を進めるとともに、健全性維持のためのソルベンシー・マージン基準や新しい経営危機対応制度の導入などの法制化を急ぐことが肝要であり、その定着を見極めた後に子会社方式による他業態への進出も含めた制度改革が完了するよう、段階的に行うことが適当である。ただし、その際においても、当審議会の示した保険制度改革が、できるだけ早期に実現するよう配慮することが望ましい。
また、先の答申において更に検討が必要とされている支払保証等の機能を有する安全ネット、銀行等による保険販売などの項目については、今後とも引き続き審議会等の場において検討を行うこととする。
- 3 当審議会においては、法制懇談会報告についての審議の過程において、外国保険事業者から今般の保険制度改革に対する意見を聴取したところであるが、傷害・疾病・介護分野における生・損保の本体相互乗入れについては、先に提出した答申を踏まえた対応を図ることが適当である。
- 4 当審議会としては、今後、上記を踏まえ、本報告を基に行政的な調整を行った上で、所要の保険業法等の改正が早期に進められることを希望する。

〔以下略〕

(注) 同報告全体の概要を本巻の「保険」(第1章第2節3)に掲載している。

(出所) 『金融』平成6年8月号 32ページ。

6-30 「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置」(平成6年10月11日)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置

1994(平成6)年10月11日

(於:ワシントン)

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

(署 名)

栗山 尚一
日本国大使

(署 名)

マイケル・カンター
アメリカ合衆国通商代表

アメリカ合衆国政府及び日本国政府による保険に関する措置

1994(平成6)年10月11日

(於:ワシントン)

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

(署 名)

マイケル・カンター
アメリカ合衆国通商代表

(署 名)

栗山 尚一
日本国大使

I. 目的及び一般政策

- (1) 日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組み(以下、「枠組み」という。)は、市場開放及びマクロ経済分野での措置を通じて競争力のある外国の製品及びサービスのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際競争力を増進させるとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、構造及び分野別問題を取扱うことを目標としている。保険分野に関し、この目標を達成するために、この文書、すなわち「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置」(以下、「本措置」という。)が採用された。本措置は、競争力のある外国の製品及びサービスの市場アクセスを相当程度妨げる効果を有する、関連の法律、規則及び行政指導の改革、並びに競争力のある外国の保険事業者及び保険仲介業者の市場アクセスの相当程度の改善に向けられたものである。(注)
 - (2) 各政府は、経済協力開発機構により採択された「資本移動の自由化に関する規約」及び「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」における保険に係るコミットメントを再確認する。
 - (3) 各政府は、内国民待遇及び最恵国待遇の原則へのコミットメント、並びにウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書中の保険に係る約束を再確認する。
- (注) 本措置において「保険事業者」とは、保険事業に従事する免許を受けた者をいう。

II. 日本の保険分野の改革に対する認識

- (1) 両政府は、「国家行政組織法」第8条に基づき設置された保険審議会が、1992年6月にとりまとめた答申に含まれている提言に基づき、現在、日本国政府が保険分野の法律及び規則の改革に向けて準備を行う過程にあることを認識する。同審議会の下に置かれている法制懇談会は、この改革の法的側面について検討を行い、同審議会は、法制懇談会の報告に基づき、1994年6月に大蔵大臣に対して報告を提出した。日本国政府は、このような法律案を1995年に国会に提出する意図を有する。
- (2) 日本国政府はアメリカ合衆国政府に対し、保険分野の改革は、保険審議会の答申に盛り込まれている下記の3つの指針に基づき行われていることを伝達した。
 - i. 規制緩和及び自由化による競争の促進及び効率の向上
 - ii. 事業の健全性の維持；及び
 - iii. 事業運営における公正と衡平の確保
- (3) 本措置において別段特記されていないかぎり、日本国政府の保険分野の改革努力に関連して検討されている問題に密接に関わるIV. の措置は、保険改革関連の法改正の施行に伴って実施されることとなる。また、本措置における国内の立法行為に係るすべての措置は、日本の国会の審議に従い、またその審議を予断するものではない。
- (4) 上記にかかわらず、日本国政府は本措置におけるその他の措置を保険改革関連の法改正とは独立に、行政上の手段により実施する用意がある。
 - i. 行政手続法に関連する措置は、同法施行のための政府全体のスケジュールに従って実施される。
日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、保険分野に関する同法の実施は、現時点では1994年11月までになされる見込みであることを説明した。
 - ii. その他のすべての措置は、可能な場合には保険分野の改革に係る法改正に先立って、迅速に実施される。

III. 透明性及び手続上の保護

- (1) 両政府は、処分、行政指導及び申立て処理についての共通の手続を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利と福祉の保護に資することを目的とする行政手続法が、第128回国会において成立したことを歓迎する。
- (2) 一般的に適用される措置の文書化、公表及び標準化
 - a. 日本国政府は、日本における保険事業に関して、行政手続法の定めるところに従い、以下を確認する。
 - i. 保険事業の免許及び新商品・料率の認可に関する基準は、行政上特別の支障が生じない限り、文書化され、公表され、一般に入手可能にされる。
 - ii. 口頭で行われる行政指導は、行政上特別の支障がない限り、要請に基づき書面で行われる。
 - iii. 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し同じ種類の行政指導を行おうとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通する事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。
 - b. 上記 a. の i、ii 及び iii において、「行政上特別の支障」は、例外的な状況においてのみ使用されることが意図されている。
- (3) 州別規制の調和
 - a. アメリカ合衆国憲法の下での連邦主義の原則に留意し、また米国における保険規制の開始以来保険が州政府レベルで規制されてきたことを認識し、さらに「保険事業は、各州の法律により規律される。」としているマッカラン・ファーガソン法の条項を認識し、

アメリカ合衆国政府は全米保険長官会議（NAIC）による認定プログラム及びモデル保険法の準備といった方策を通じての州別保険規制の調和促進のための努力を歓迎する。

- b. アメリカ合衆国政府は、認定プログラムの下で、NAICがNAIC認定基準に含まれている法律、規則、並びに、規制及び組織に関わる慣行に対する各州の遵守状況を点検するための独立した検査官のチームを選定することに留意する。このチームはNAICに報告を行い、NAICは基準の下で州が認定を受ける資格を有するか否かを決定する。現在、37の州がこのプログラムを通じてNAICによって認定を受けている。
- c. アメリカ合衆国政府は、NAICモデル法が、各州間に共通する問題に関して、立法上及び規制上の行動を促進することを目的とし、州毎の努力の重複を避けることを意図していることに留意する。いくつかのモデルは、すべての若しくはほとんどの州で採用されており、したがって、そこには調和をもたらす効果が存在する。いくつかのモデルは、各州が採用し、利用し、又はその個々の必要にあうように修正するためのガイドラインとしての役割を果たしている。あるモデルは、NAIC財務規制基準に従って州が認定を受けるために、採用することが必要なものであると認識されている。
- d. アメリカ合衆国政府は、NAICが、各州政府と共にこれらのプログラムにつき、作業を行う努力を継続することを奨励する。

(4) 開発利益

- a. 「開発利益」とは、一定期間中、一定の商品についての他の保険事業者からの申請に対しては認可を与えないという、新商品の開発者に与えられる利益をいう。
- b. 日本国政府は、開発利益が、現在のところ、日本における損害保険分野には存在しないことを確認する。
- c. 日本国政府は、今後開発利益が導入される場合には、そのような利益の下での独占使用権の範囲や付与期間を明確化する。「範囲」には、既存の商品に適用される開発利益に対し影響を与えることのないよう、申請のあった商品が既存の商品と十分に異なることを決定する基準が含まれる。

(5) 行政不服申立て

- a. 日本国政府は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が、日本における保険事業に関して一般的に適用されるすべての「処分」(保険事業免許、新商品及び料率の認可を含む)に対して適用され得ることを確認する。行政不服審査法及び行政事件訴訟法手続きの一般的説明については、附属書1に述べられている。
- b. 公正取引委員会は、1994年6月30日に、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を発表した。この文書は、行政機関は独占禁止法と相容れない行為を誘発するような行政指導を行うべきではないと述べている。行政指導を受けた何人も、当該行政指導を受けて採ろうとしている行為が、独占禁止法と相容れるものか否かにつき、公正取引委員会の意見を求めることができる。

(6) 諮問機関

日本国政府が、保険事業に関する目的や機能を持ち、民間部門のメンバーの参加を含むようないかなる審議会、協会、委員会又はグループその他類似の組織を、政府のための正式の諮問機関としての役割を果たすような形で設立し又はこれらの組織に対して定期的に勧告を求める場合、日本国政府は、その機関に対して、可能な範囲で、日本に拠点を持つ関心を有する外国の保険事業者及び保険仲介業者、並びにそれらを代表する協会又はその他の組織が、その会合に出席し陳述書を提出することを認めることを強く要請する。

(7) 業界団体への参加

- a. 日本において、外国保険事業者は、(社)生命保険協会、損害保険料率算出団体等、すべての業界団体に加入することができる。両政府は、(社)日本損害保険協会が、1994年1月に外国保険事業者の協会への加入を可能とすべく定款変更を行ったことを歓迎する。

- b. 日本国政府は、(社)生命保険協会、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出団体及びその他類似の組織が、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対し、各組織が定める規則に従い、同様の会費及びその他の義務に従うことを前提として、国内の会社に与えられるのと同等の権利、特権及び機会を与えていることを確認する。かかる権利、特権及び機会には団体の代表及び管理に関する権利、特権及び機会が含まれる。
- (8) 保険規制に係る情報へのアクセス
- a. 現在進められている保険制度改革に関し、保険審議会は、外国保険事業者の意見を聴取してきており、また、大蔵省銀行局保険部は、外国保険事業者と適宜、意見交換を行ってきている。
- b. 日本国政府は、国内の保険事業者及び保険仲介業者とともに、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対しても、日本における保険事業に関連し又は影響を与える措置につき、情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会が与えられることを保証する。
- c. 現在進められている制度改革の完了後、日本国政府が適宜実施する保険分野における規制の変更に関連して、外国保険事業者は日本国政府により、公正な競争機会をもたらすような内国民待遇の原則に基づいて、情報へのアクセスが付与される。
- 以下の方策がこの目的を一層推進することになる。
- i. 大蔵省による、定期的な交流に関心を有することを表明した外国保険事業者及び外国保険事業者を代表する組織のリストの作成。
- ii. 国内の保険事業者及び組織との間で同様の交流が行われるのと同程度の、上記リストに掲げる外国の保険事業者及び組織との定期的会合の開催及び事前の情報提供。
- アメリカ合衆国政府は、外国保険事業者及びその代表組織に対し、大蔵省によって提供される交流のためのこれらの機会を十分に活用することを奨励する。
- (9) 届出及び申請に対する手続上の保護
- a. 日本国政府は、特定の情報が国家公務員法で定義する「秘密」に該当するかどうかは、日本の裁判所が最終的に決定しうることを認識しつつ、「秘密」情報には、一般人が通常入手できない、保険事業免許、商品又は料率に関する申請又は届出に関連する情報が含まれること、並びに、かかる情報は、公開することが法的に義務づけられる場合を除き、秘密情報を漏らしてはならないという国家公務員法に基づく国家公務員の義務によって保護されているものであることを確認する。
- b. 日本国政府は、保険事業者が、同時に提出し得る新たな免許又は商品認可の申請書(料率、保険約款及びその他の種類の商品認可申請書を含む。)の数の制限は、法律上も慣行上も存在しないこと、及び当該事業者の既存の申請に対する審査が終了しているか否かに基づいて、保険事業者による追加の申請提出を制限するような要件又は規制上の慣行は存在しないことを確認する。
- c. 日本国政府は、保険事業者が、免許、商品又は料率認可の届出又は申請を行うに当たり、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害又は潜在的な競争上の利害を有している他の保険事業者、業界団体又はその他の第三者と、調整し又は協議する必要があることを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合(但し、「特別保険料率」は除く。)、政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。
- d. 日本国政府は、免許、商品又は料率についての届出又は申請の受理、審査又は認可は、保険事業者が、当該届出又は申請に関し、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害若しくは潜在的な競争上の利害を有する他の保険事業者、保険仲介業者、業界団体又はその他の第三者と調整し、若しくは協議するか否かに基づき、条

件付けられたり遅延されたりすることはないことを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合（但し、「特別保険料率」は除く。）、政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。

(10) 自主規制機関

- a. 日本国政府は、（生命保険協会、損害保険協会のような）法制懇談会報告に記載のものを含む保険分野における「自主規制機関」に関し、以下を確認する。
 - i. かかる機関への加入は任意であり、その運営は、それぞれの機関の定款及び規約に従って行われ、また、日本国政府は、かかる機関に対しいかなる権限も委任しない。
 - ii. 提案される法律において自主規制機関に関する条項を規定する目的は、提案される法律の下で、かかる機関の業務範囲及び大蔵省による監督を明確かつ透明にすることにある。
 - iii. 法制懇談会報告は、以下のことを勧告するものではない。
 - － 法律が、自主規制機関に対して、独占法〔独占禁止法： 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律〕に抵触するような業務を行うことを指示すること。
 - － 法律が、自主規制機関を独占法〔独占禁止法： 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律〕の適用から除外し又は免除すること。
 日本国政府は、国会に提出される法案の作成にあたり、上記の点を尊重する。
 - iv. 法制懇談会報告に記載された、自主規制機関による指導、勧告、「調査」、苦情の解決は、勧告的及び／又は任意のものである。保険事業者が、かかる措置に従うこと又は参加することはそれぞれの選択の問題であるが、従わないこと又は参加しないことによって、直接的又は間接的に、自主規制機関によって制裁を受けることはない。しかし、自主規制機関の定款又は規約は、定款又は規約に示された組織の倫理的な基準を満たさないメンバーに対して、メンバー資格を否定若しくは取り消し又はより厳格でない他の措置をとる権利を保持することができることに留意する。
 - v. 日本国政府は、保険分野の監督官庁である大蔵省を通じて、自主規制機関の活動が、開放的、無差別的及び透明な方法で行われ、また自由な事業活動を不当に阻害することがないように強く勧告する。さらに、大蔵省は、自主規制機関の非会員からの申請及びその他の要請を会員からのものと同様に扱う。
- b. 公正取引委員会は、保険分野を含むあらゆる産業における、自主規制機関を含む事業者団体による独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処し、かつ、それらの活動を引き続き監視する。

IV. 規制緩和措置

(1) 商品及び料率の認可

- a. 保険商品及び料率に係る規制については、利用者の立場からは、競争の促進と効率の向上を通じ、より安くより良い商品が提供されることが望ましいが、商品の安定的な供給の確保、同様の立場にある契約者の間での同一の保険事業者による公正さの確保、保険業界のソルベンシーの維持、及び債務不履行、詐欺、欺罔からの消費者その他の保険金請求者の保護等の適切な健全性確保のための措置を維持することもまた必要である。
- b. 日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対して、改革の方向を明確にしつつ、必要に応じて適切な経過措置を講じながら、保険商品及び料率の認可手続の段階的な自由化を含めて、日本の保険制度の規制緩和を行う意図を有していることを伝達した。保険制度改革の広義の意味において、商品及び料率自由化の目的は、特に、保険契約者のニーズ及び需要に基づく商品の多様性及び販売を認めつつ、日本の消費者の利便のために、保険事業者間の競争を促進しかつ事業の効率を高めることにある。

特に、以下の措置が、c. に記述されたスケジュールにより行われる。

- i. 日本国政府は、審査要件の緩和及び期間の短縮、「ファイル・アンド・ユース」制のような迅速な認可審査制度の導入、並びにその他の可能な方策を通じて、保険商品及び料率の認可のための申請審査手を迅速化し、簡素化する。迅速化された認可制度の下では、保険事業者が、他の保険事業者に対して既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可を申請した場合、大蔵省は、その申請を迅速に審査する。ファイル・アンド・ユース制の下では、大蔵省は一定の商品をファイル・アンド・ユースに適用するものとして認可する。それ以降、大蔵省がその商品の引受を認可した会社は、その商品の変更を、ファイル・アンド・ユースの下で行うことができる。すなわち、当該会社は、商品の変更を大蔵省に届け出て、却下されない限り、一定の短い期間の後に変更した商品の使用を開始することができる。
 - ii. 損害保険の料率については、現在、一定料率、範囲料率、標準料率、及び自由料率がある。日本国政府は、標準料率及び自由料率が適用される商品の種類若しくは危険区分を、適切な保険契約者の保護及び適切かつ合理的な健全性の確保のためのその他の措置の公平な適用と両立させることが可能な範囲で拡大する。
 - iii. 外国保険事業者は、日本における商品認可申請に援用するため、日本国外で収集された統計その他のデータを、個別に監督当局により関係があるとみなされた場合には、使用することが認められる。
 - iv. 両政府は、保険審議会が、保険契約者保護の観点から問題が生じる恐れのない商品分野又は危険区分に対して、保険料率及び商品の審査及び認可又は却下のために「届出制」の導入を勧告したことを認識する。日本国政府は、特定の商品分野又は危険区分について届出制を施行するか、または行政による施行を認める法案を国会に提出する意図を有する。仮に、国会が、届出制の行政による施行を認める場合には、日本国政府は、特定の危険区分について届出制を施行する。
- c. 上記措置の実施は、以下のとおりとする。
- 第一段階：b. の i. ii. 及び iii. に関する措置は、保険制度改革法の施行前に、また可能な場合には、1994年中に実施される。
- 例えば、
- － ファイル・アンド・ユース制が、クレジット・カード盗難保険、ボイラー保険及び機械保険に適用される。
 - － 日本国外で収集されたデータが、長期障害所得補償保険商品の認可申請に援用されることが認められる。
 - － 迅速化された認可制度が、既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可に適用される。
 - － 標準料率が、火災保険工場物件の地震拡張担保特約に適用され、また、自由料率が火災保険工場物件の風水災拡張担保特約に適用される。
 - － 火災保険の大規模企業物件に適用される特定割引率に関しては、適用下限金額が引下げられ、割引率の相当程度の引上げが行われる。
- 第二段階：届出制は、保険制度改革関連の法改正の施行時に導入される。この段階において、届出は、船舶、貨物及び航空危険を含む、一定の大規模な企業危険に適用される。引き続き事前認可制の対象とされる保険種類に関しては、ファイル・アンド・ユース制の適用範囲の更なる拡大、標準料率及び自由料率の更なる拡大、並びに包括保険商品の利用の拡大と特定の要請に対する迅速な認可についての検討が行われる。
- 例えば、
- － ファイル・アンド・ユース制が、コンピューター総合保険、動産総合保険及び会社役員賠償責任保険に適用される。

- － 標準料率が、金融機関包括補償保険に適用される。
- － 自由料率が、旅行小切手総合保険に適用される。
- － 大蔵省は、火災保険の大規模企業物件に「アドバイザリー・レート」制度を導入する意図を有する。
- － 大蔵省は、免責金額の特約を付帯することのできる火災保険の大規模企業物件の最低保険金額を引下げ、これに応じて関連部分の付表を調整する意図を有する。

第三段階及びその後の段階：届出制の適用は、保険制度改革関連の法改正の施行後合理的な期間内に、家賃信用保険及びその他の信用保険を含む、日本国政府が適切と考えるその他の危険区分に拡大される。これに続き、いずれの危険区分もあり得べき規制緩和から必ずしも除外することなく、上記に該当しない措置に関し、日本国政府が適切と考える商品及び料率の更なる規制緩和が行われる。

- d. 生命保険及び損害保険会社の「第三分野」への相互乗入れ（注）に関し、大蔵省は、中小事業者及び外国保険事業者の第三分野への依存度が高いこと、また、これらの中小事業者及び外国保険事業者が第三分野における消費者の特定のニーズに対応する努力を行ってきたことに配慮しつつ、生命保険及び損害保険分野における相当程度の部分の規制緩和がなされないうちは、そのような自由化が実施に移されないようにする意図を有する。更に、第三分野における商品の新規のあるいは拡大された導入については、第三分野の経営環境に急激な変化がもたらされるか否かは中小事業者及び外国保険事業者が、担保危険に基づき、料率、約款及び商品販売を差別化できる柔軟性を通じて、生命保険及び損害保険分野の主要な商品区分において同等の条件で競争できるような、十分な機会（即ち、合理的な期間）をまず得られるか否かに依存していることを認識しつつ、そのような急激な変化を避けることが適当である。

（注）「相互乗入れ」とは、生命保険会社が、現在第三分野において損害保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できること、また損害保険会社が、現在第三分野において生命保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できることを意味する。

- (2) 保険事業者及び保険仲介業者に対する免許付与
- a. 日本国政府は、保険事業のための免許申請は、行政手続法を含む行政手続に関する法律に従って処理されることを確認する。
 - b. 日本国政府は、設立時の免許申請に係る標準的な審査期間を定め、それを公表するよう最大限の努力を行う。
 - c. 申請が到達したときは、日本国政府は遅滞なく審査を開始する。
 - d. 申請を却下する場合には、日本国政府はその理由を提示するよう最大限の努力を行う。
 - e. 日本国政府は、保険制度改革の一環として、他の金融分野に適用される類似の要件を勘案しつつ、申請者の財産的基礎及び経営者の適格性等に係る要件を含め、設立時の免許に係る基準を法律又は規則に定める意図である。
 - f. 日本国政府は、外国保険事業者が日本において保険事業を営む免許付与の条件として、日本において未だ提供されていない保険商品の導入を要求されることはないことに留意する。
 - g. アメリカ合衆国政府は、連邦主義の原則、米国における州政府による保険規制の長い歴史及びマッカラン・ファーガソン法を認識しつつ、また、健全性に関する懸念に対処する一方で保険市場の一層の国際化を求める監督当局の関心に留意しつつ、
 - i. NAICが1993年10月に他州で拠点免許を得ていない米国外の保険事業者の米国への新規進出に関するモデル法を採用したことを歓迎し、NAICがこの問題に関し関係州当局と共に努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。

- ii. 監督当局は保険事業者により完了された申請に対し合理的な期間内に行政判断を下すべきであるという観点から、保険事業者の免許申請審査に要する期間の問題に関し、適切である場合には、NAICが検討を行うことを歓迎する。
 - iii. 外国保険事業者の取締役についての米国民要件問題に関して各州と見直しを行うとのNAICの努力を歓迎し、NAICが、この問題につき関係州当局との間で努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。
 - h. 日本国政府はアメリカ合衆国政府に対して、認可される保険種類、信託財産の要件、法定供託金の要件、送金制限及び再保険信託勘定に関する外国保険事業者に対する異なった州規制が、外国保険事業者の米国保険市場への参入能力に影響を与えるとの懸念を表明した。
- (3) 保険仲立人
- a. 保険仲立人の役割は、利用者と保険事業者の間の仲介業者として働き、利用者が自らのニーズに最も適した保険商品を選択することを助けるよう尽力することにある。
 - b. 日本国政府は、仲立制度の導入により、保険利用者に対し保険商品に関する客観的な助言が提供されることを期待する。仲立人の目的は、生命保険募集人や損害保険代理店の目的とは異なる。日本国政府は、仲立制度の導入が販売チャネルの多様化をもたらし、日本の保険市場における販売競争を促進することを期待する。したがって、保険制度改革の一環としての所要の法改正を経て、賠償資力の確保に係る規制及び代理店との兼営禁止を含む適切かつ合理的な健全性確保のための措置の公正な適用の下、保険仲立人は、日本において拠点を設立し、保険事業を営むことが可能となる。
- (4) 簡易保険
- a. 日本国政府は、郵政省による日本における保険事業に関する現行の法制について、次の通り確認する。
 - i. かかる保険事業は、日本における民間保険事業者による保険事業を管掌する法律とは独立した法律に従って行われるものであること。
 - ii. 現在、この法律は郵政省が11の基本保険商品を提供することを認めており、郵政省は、これら11の基本保険商品の合計25の変型商品を提供していること。また、この法律は、郵政省がこれらの商品の特約条項を提供することを認めていること。
 - iii. 法律で認められた商品及び特約条項の範囲内での限定的な変更を除き、郵政省により提供される保険商品又は特約条項の拡張又は変更は国会の承認を要すること。
 - iv. 民間分野を対象とする現在進行中の保険制度改革は、郵政省による保険事業に関する法改正とは別個のものであり、これを対象としないこと。したがって、保険制度改革過程の完了自体は、郵政省が国会により提供を認められている保険商品又は特約条項の拡張をもたらすものではないこと。
 - b. 郵政省は、主として疾病、傷害及び介護の保障に係る保険商品について、その拡大又は変更のための法律改正を国会に求める提案の作成に関し、日本における外国保険事業者が、その要請に基づき、情報を与えられ、意見を述べ、郵政省職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会を与えられることを保証する。
- (5) 国境を越える取引
- a. 日本国政府は、保険制度改革の一環として、日本国籍の航空機及び国際海上運送に使用される日本国籍の船舶に対する国境を越える保険取引を自由化する意図を有する。
 - b. 宇宙空間への打上げ及び運送荷物（衛星を含む。）については、保険制度改革とは別個に所要の措置がとられる。
 - c. 日本国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、日本国内で運送される貨物に係る保険契約についての留保等の留保を掲げた。

V. 政府企業

- (1) 日本国政府は、附属書2に記載された政府企業に対し、外国保険事業者によるその保険プログラムへのアクセスを認めること、また参加保険事業者間での保険料の配分を公正、透明、無差別かつ競争的な基準に従って行うことを確保することを奨励する。
- (2) アメリカ合衆国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、支店は米国連邦政府の契約のための保証証券の提供を認められていないとの事実についての留保を掲げた。

VI. 競争

- (1) 市場条件に関する民間による調査
 - a. 日本国政府は、系列関係に一定の経済合理性を有する側面があることを再確認する。ただし、第一に、「系列」関係として言及される取引関係のある種の側面は、反競争的取引慣行を生じさせ、海外直接投資を妨げるような影響を及ぼし、差別的グループ取引を促進することがあり得ること、第二に、「機関代理店」は競争力ある外国保険事業者の日本の保険市場へのアクセスを相当程度妨げることがあり得ることについての外国保険事業者の懸念に留意しつつ、両政府は、国内の及び外国の保険事業者に対して、以下の要請を行う。
 - i. 「系列」関係の問題を討議し、日本の保険市場における系列内取引の程度と影響の調査を行う独立研究機関を共同で選定すること、及び
 - ii. 機関代理店の問題を討議し、必要と認められる場合には、この問題を独立研究機関によって行われる上記の調査に含めること。
 - b. 両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対して、独立研究機関が日本の保険市場に特有な「系列」関係を分析するに際し情報を与え、かつこのような分析を行うことを認めること、また適当な場合には、日本の保険市場についての包括的、有益かつ厳格な調査を行うことを確保することを要請する。
 - c. 両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対し、1994年12月15日までに、上記の調査を実施する独立研究機関の名称を両政府に報告するよう要請する。両政府は、右調査が1995年4月1日までに完了することを期待し、外国の及び国内の保険事業者に対し、この期待を実現するためにあらゆる可能な努力を行うよう要請する。
- (2) 公正取引委員会による調査

公正取引委員会は、保険改革関連の法改正の実施後、右の法改正の実施以降見られる進展、上記の民間による調査及びその他の関連事項等の要因を適切さに応じて勘案しつつ、競争政策上の観点から、合理的な期間内に日本の保険市場に関する調査を行う用意がある。
- (3) 執行措置
 - a. 日本国政府は、保険分野を含むすべての産業において、適当な場合には市場構造その他の要因に照らして、独占禁止法違反を構成する私的独占、不当な取引制限又は不公正な取引方法等の慣行に対して独占禁止法を厳正に執行するとのコミットメントを確認する。
 - b. 日本国政府は、保険審議会答申に留意しつつ、1995年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。
- (4) 独占禁止法第28条

両政府は、独占禁止法第28条に基づき、公正取引委員会は独立してその職権を行使するものであることを理解する。

VII. 協議

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、毎年又はいずれかの政府の要請に基づき随時、本

措置の実施状況を検討し、必要に応じ、保険に関するその他の問題につき討議するために会合を開催する。

VIII. 措置の実施状況の評価

(1) データの収集

日本に関する以下の情報が毎年一回提出される。

- a. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可件数、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可件数
 - i. 外国保険事業者；及び
 - ii. 国内の保険事業者
- b. 次の i、ii 及び iii について、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可比率（申請又は届出の件数に対する認可された件数）、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可比率
 - i. 外国保険事業者；
 - ii. 国内の保険事業者；及び
 - iii. すべての保険事業者
- c. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料
 - i. 外国保険事業者；及び
 - ii. すべての保険事業者

米国に関する以下の情報が毎年一回提出される。

- a. NAICの認定プログラムにより認定を受けた州の数
- b. モデル法を含むNAICの調和提案の内容及び説明
- c. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料
 - i. 外国保険事業者；及び
 - ii. すべての保険事業者

データの収集に関し、「外国保険事業者」とは、支店形態のものを含め、外国の株主により50%以上の株式が保有されている保険事業者をいう。

(2) 評価

本措置の実施状況の評価及び達成された進展の評価は、以下の定性的及び定量的基準の総合的な検討に基づいて行われる。これらの定性的及び定量的基準は一体として考慮され、いずれの一つの基準も措置の評価又は達成された進展の評価において決定的なものではない。これらの基準は数値目標を構成するものではなく、むしろ I. に掲げる枠組みの目標及び本分野の目標に向けて構成された進展を評価するために使用される。

- a. 定性的基準
 - i. 日本における基準及び措置についての透明性及び入手可能性、並びに日本において外国保険事業者が、保険事業に関する問題について情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換し、また、会合に出席し、諮問機関に陳述書の提出を行うための実質的かつ公正な機会；
 - ii. 他の保険事業者又は保険仲介業者との調整又はこれらへの情報開示を要求され又は助言されたりすることがないことを含め、日本における申請及び届出の迅速かつ公正な審査；
 - iii. 免許申請の審査に関する問題を含め、本措置の中に示された米国市場についての問題に関しNAICを奨励するというアメリカ合衆国政府の努力；
 - iv. 市場条件及び取引慣行の一定の側面から生じる日本における市場アクセスに対する障害について、仮にかかる障害がある場合には、それに対処する変化；

- v. 本措置により創られた新たな機会を利用する外国の保険事業者及び仲介業者による努力；及び
- vi. 本措置に含まれているその他の措置の実施状況
- b. 定量的基準
 - 競争力のある外国保険事業者の市場アクセスの相当程度の改善に対処するととの観点から、
 - i. 外国の及び国内の保険事業者について、日本の生命保険分野及び損害保険分野における新商品又は改定商品及び料率の認可件数及び認可比率の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率；
 - ii. 日本における外国保険事業者について、保険料の総額及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率；及び
 - iii. 日本におけるすべての保険事業者の総保険料に対する外国保険事業者の総保険料の割合、及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の割合の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率

(附属書1)

- 行政不服審査法（1962年法律第160号）及び行政事件訴訟法（1962年法律第139号改正）の概説
- (1) 行政不服審査法の下では、行政機関の処分、不作為、又は決定に関し、不服のある者は、行政機関に対し不服を申立て、また違法性又は裁量権の乱用の審査及び是正を得ることができる。不服申立ての種類としては、異議申立て、審査請求、再審査請求がある。
 - (2) 行政機関は以下の場合においては、教示をしなければならない。
 - a. 行政機関は、処分を書面で行う場合には、処分書中に示された者に対して不服申立てをすることができる旨、並びに不服申立てをすべき行政機関、及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。
 - b. 行政機関は、処分書中に直接に示された者ではないが当該処分に利害関係を有する者から要請がある場合には、そのような利害関係を有する者に対し、a. に示された情報を教示しなければならない。
 - c. 行政機関がa. 又はb. にいう教示をしなかった場合において、不服申立ての資格を有する者が、審査請求を所管する官庁（審査庁）以外の官庁に不服申立書を提出したときは、当該処分を行った行政機関は右の不服申立書を審査庁に送付しなければならない。
 - (3) 不服申立てがなされた場合には、審査庁は以下を行うことが求められる。
 - a. 不服申立てが審査要件を満たしているか否かを審査し、要件を満たしている場合には、審査を開始する；
 - b. 不服申立人及び代理人に対し、特に、書面による証拠提出及び口頭による弁論を行うことを認める；及び
 - c. 書面により決定及び決定の理由を示し、記名押印する。
 - (4) さらに、行政事件訴訟法の下では、行政機関の違法な処分又は裁量権の濫用により、個人の具体的な権利や利益に侵害が生じた場合には、当該個人は裁判所に対して訴訟を提起し、司法上の審査を求めることができる。
 - (5) 日本における保険分野に関しては、異議申立ては、行政不服審査法に従い、大蔵省に対して行わなければならない。異議申立てに関する大蔵省の決定の後に、異議申立人は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく「審査」又は「再審査」といった更なる行政手続を経ることなく、司法上の審査を求めるため裁判所に上記決定についての訴えを提起することができる。

(附属書2)

政府企業

1. 住宅金融公庫
2. 年金福祉事業団
3. 住宅・都市整備公団
4. 沖縄振興開発金融公庫
5. 雇用促進事業団

(出所) 『大蔵省国際金融局年報 平成7年版』267-277ページ。

6-31 「保険業法」(平成7年法律第105号)及び「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成7年法律第106号)の概要

(平成7年6月7日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成7年3月24日	平成7年4月13日	平成7年5月16日	平成7年5月16日	平成7年5月19日	平成7年5月30日	平成7年5月31日	平成7年4月13日 衆本会議趣旨説明 平成7年5月19日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第132回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/1324115.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、保険業法案につきまして御説明を申し上げます。

保険業をめぐる近年の金融の自由化・国際化等の環境の変化は著しいものがございます。今回の保険制度改革は、このような経済社会情勢の変化に対応するとともに、保険業の健全性を確保することを目的としたものであり、二十一世紀に向けて新しい保険制度を構築するため、政府といたしましてはこの法律案を提出いたしました次第であります。

まず、規制緩和・自由化の推進に関する事項であります。

第一に、生損保が子会社方式で相互参入できることとし、生命保険会社の損害保険子会社及び損害保険会社の生命保険子会社に係る規定を設けることとしております。

さらに、いわゆる第三分野と呼ばれる傷害・疾病・介護分野につきましては、所要の激変緩和措置をとりながら、生損保が本体で相互参入できることとしております。

第二に、保険商品・料率算出方法に関して、現在は一律認可制となっているのを改め、一部届け出制へ移行するための所要の規定を設けることとしております。

第三に、国際的な整合性にもかんがみ、保険会社からの委託を受けない独立した新たな販売チャンネルとして、保険仲立ち人を保険契約の締結の媒介を行う者として法律上位置づけることとしております。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

第一に、保険会社の健全性維持のための指標として保険会社の自己資本比率を導入することとし、大蔵大臣は、自己資本比率その他保険会社の財産の状況等を勘案して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる旨の規定を置くこととしております。

第二に、保険会社は保険契約者保護基金を設け、破綻保険会社の保険契約を救済保険会社に包括移転等をする際に、同基金から救済保険会社に資金援助を行うことができることとし、そ

のための所要の規定を設けることとしております。

最後に、公正な事業運営の確保に関する事項であります。

第一に、社員総会にかかわるべき機関として、総代により構成される総代会を法律上規定することとしております。

また、相互会社における経営チェック機能の強化を図るため、少数社員権、少数総代権の行使要件を大幅に緩和することとしているほか、社員の代表訴権についても単独権化することといたしております。

第二に、ディスクロージャー規定の整備として、保険会社は、事業年度ごとに業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、本店及び支店に備え置き、公衆の縦覧に供する旨の規定を置くことといたしております。

以上のほかにも、保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の保険業法への一本化をするとともに、相互会社から株式会社への組織変更などの規定を設けることとしているほか、保険制度全般にわたって所要の規定の整備を図ることといたしております。

次に、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

今御説明申し上げました保険業法案の提出に伴い関係法律の整備等を行う必要がありますので、この法律案を提出することとした次第であります。

その大要は、損害保険料率算出団体に関する法律につきまして算定会が算出する保険料率について認可制から届け出制へ移行する等の改正を行うこととしているほか、その他19法律につきまして保険業法の準用規定を改正する等、所要の規定の整備を図ることといたしております。

以上、二つの法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成7年4月13日)。

3. 法律案の要旨

○「保険業法案」

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、保険会社の経営の健全性と保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護の徹底を図るとともに、保険会社の適正な競争の促進及び諸外国との調和のとれた保険制度の構築を図る必要性にかんがみ、保険制度の包括的な改革を実施するため、保険業法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 規制緩和・自由化

(1) 生損保の相互参入

① 子会社方式による相互参入

現行の生損保兼営禁止を改め、生命保険会社が損害保険子会社を、損害保険会社が生命保険子会社を持つことを認め、互いの分野への進出を可能にする。

② 傷害・疾病・介護分野への生損保各保険会社本体による相互参入

生命保険、損害保険のいずれか一方にのみ属すると判断し難く、いわゆる第三分野と呼ばれている傷害・疾病・介護保険について、生損保各保険会社が本体で相互参入することを可能にする。ただし、その参入については、これらの分野への依存度の高い中小国内保険会社及び外国保険会社に配慮しつつ、他の分野の規制緩和の進展度合いを見ながら進めていくこととする。

(2) 商品及び料率規制の緩和

保険商品及び保険料率について、現行の認可制を改め、保険契約者保護に欠けるおそれが少ないものについては、届出制とする。

(3) 生命保険募集の一社専属制の一部緩和

1 社の商品しか取り扱えない現行法下の生命保険募集に係る一社専属制を緩和し、保険契約者保護に欠けるおそれがない場合には、複数の生命保険会社の商品を取り扱ってもよいこととする。

(4) 保険ブローカー(保険仲立人) 制度の導入

新たに保険ブローカー(保険契約者と保険会社との間に立って、保険契約の締結の媒介を行う者) 制度を導入するとともに、保険仲立人に係る登録制度、保証金の供託等の制度を設ける。

2 健全性の維持

(1) 自己資本比率(ソルベンシー・マージン) 基準の導入

保険会社の健全性維持のための指標として、自己資本比率(ソルベンシー・マージン) 基準を導入することとし、大蔵大臣は、保険会社のソルベンシー・マージンその他財産の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

なお、ソルベンシー・マージン基準とは、自己資本相当額を、予想を超えた保険事故が起こった場合などの支払リスクの見込額で割ったものである。

(2) 保険契約者等の保護のための特別の措置等

保険契約者等の保護の観点から、保険会社は、「保険契約者保護基金」を設け、大蔵大臣の指定を受けることができる。基金は、破綻保険会社から救済保険会社への保険契約の包括移転等を円滑に進めるために救済保険会社に資金援助を行うこととし、所要の規定を設ける。

(3) 保険計理人制度の拡充

健全性の維持を強化する観点から、保険会社において保険数理を担当する専門家である保険計理人の職務を拡充し、責任準備金の積立てが適正であるか否かの確認業務等も行うこととする。

3 公正な事業運営の確保

(1) 相互会社における経営チェック機能の強化

① 社員総会に代わるべき機関として、社員総代会を法律上明記する。

② 現行では、社員の100分の1以上を必要とする社員の総代会における提案権の行使について、総社員の1,000分の1以上若しくは社員1,000名以上又は総代3名以上に改める等少数社員権、少数総代権の行使要件を実質的に行使可能な基準とする。

③ 社員の代表訴権(総社員の100分の3以上)を単独権化する。

(2) 経営内容の開示(ディスクロージャー) についての規定の整備

現行の銀行法と同様に、ディスクロージャーの根拠となる規定を法律上に設ける。

4 その他

(1) 保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律を保険業法に一本化する。

(2) 現行法下では規定のない相互会社から株式会社への組織変更の規定を創設し、相互会社及び株式会社の双方向の組織変更を可能にする。

○「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」

本法律案は、保険業法の施行に伴い、損害保険料率算出団体に関する法律その他の法律について、保険業法の改正内容に対応して改正を行うとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 次の法律について、その一部を保険業法の改正内容に対応して改正する等のほか、保険業法の準用規定の改正等、所要の規定の整備を図る。

(1) 証券取引法

相互会社の発行する社債を証券取引法上の有価証券とする等の改正を行う。

(2) 損害保険料率算出団体に関する法律

損害保険料率算出団体が算出する保険料率について許可制から届出制へ移行するとともに、契約者保護上問題のない種目については、その保険料率に含まれる付加保険料率(社費・手数料部分)について損害保険会社の経営努力で自由に料率設定ができるようにする等の改正を行う。

2 金融機関再建整備法等18法律について、保険業法の準用規定を改正する等、所要の規定の整備を図る。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第132回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/1324115.pdf。

4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○ 衆議院大蔵委員会における附帯決議(平成7年5月16日)

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法案に示した政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、その内容を明確に規定するべきはもちろん、本委員会の審議の経過を十分に配慮し、いやしくも法律に明定された政省令以外の行政命令によって、本法案が意図する保険制度改革の趣旨が損なわれることのないように格段の注意を払うこと。
- 一 今回の制度改革が広範なものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するために、必要な場合には段階的・漸進的にこれを進め、混乱を招かないように配慮すること。
- 一 商品・料率の届出制、ブローカー制度の導入などに当たっては、契約者保護に十分に留意するとともに、ディスクロージャー(業務及び財産の状況の開示制度)の充実に留って自己責任の原則確立に資するよう配慮すること。
- 一 ソルベンシー・マージン基準については、早期にその定着を図るとともに、将来その公表を行うように検討すること。
- 一 生損保の子会社による相互乗り入れを実効あらしめ、生損保両事業の競争促進を通じ、利用者のニーズへの的確な対応を図るため、ファイアー・ウォールは必要最小限のものとするとともに、生損保の募集秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるように十分配慮すること。
- 一 いわゆる第三分野に係る激変緩和措置については、長期にわたることのないよう十分配慮すること。
- 一 支払保証制度については、早急に検討を開始すること。
- 一 銀行・証券等との相互参入については、今回の法律改正による制度改革の定着状況を見極めつつ、子会社による相互参入ができるだけ早期に可能になるように努めること。
- 一 自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保に合わせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉するように配慮すること。」

○ 参議院大蔵委員会における附帯決議(平成7年5月30日)

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の保険制度改革の内容が広範多岐にわたるものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するとともに、利用者の混乱を招かないよう必要に応じ漸進的かつ段階的に対処すること。また、政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、

その内容を明確に規定するとともに、行政裁量によって、制度改革の趣旨が損なわれることのないよう格段の注意を払うこと。

- 一 保険商品・料率規制の緩和、ブローカー制度導入等保険業における規制の緩和・自由化に際しては、契約者保護に十分に留意するとともに、保険会社のディスクロージャーの充実を図り、保険制度全般にわたって自己責任原則の確立に資するよう努めること。
- 一 保険会社の経営の健全性を表す一つの指標であるソルベンシー・マージン制度については、早期にその定着を図るとともに、将来その結果の公表を行う方向で検討すること。
- 一 生損保間の子会社による相互乗り入れの実効性を確保し、生損保両事業の競争促進を通じて利用者のニーズへの的確な対応を図るため、ファイアー・ウォールは必要最小限に止めるとともに、生損保の募集業務における秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるよう配慮すること。
- 一 支払保証制度については、契約者保護及び保険制度に対する信頼を確保する見地から、早急に検討を開始すること。
- 一 傷害・疾病・介護分野（いわゆる第三分野）への本体相互参入に係る激変緩和措置は、利用者の立場等から長期にわたることのないよう十分配慮すること。
- 一 銀行・証券等との相互参入は、保険制度改革の定着状況を見極めた後に、出来るだけ早期に子会社方式による相互参入が可能となるよう努めること。
- 一 自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保にあわせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉にするように配慮すること。
右決議する。」

（出所）衆議院「大蔵委員会議録」（平成7年5月16日）。参議院「大蔵委員会会議録」（平成7年5月30日）。

6-32 保険審議会「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として—」（平成9年6月13日）の概要

保険審議会報告書「保険業の在り方の見直しについて」の概要

国民が求める保険ニーズの多様化・高度化に応えるとともに、効率的な保険サービスを提供していくため、金融システム改革の一環として、(1)利用者の立場、(2)国民経済的見地、(3)国際性の3つの視点に立って、保険業及び保険監督行政について、以下の見直しを行う。

事 項	措 置 内 容	スケジュール
(1)算定会の改革	算定会料率の遵守義務を廃止する。算定会は遵守義務のない参考純率の算出等を行うほか、データ・バンク機能を果たす。	1998年7月までに実施
(2)業態間の参入促進	保険会社と金融他業態との間の参入について実現を図る。 保険会社による銀行・信託・証券業務への参入、証券会社による保険業への参入等については、時期を早めて実施。	2001年までに実現

(3)持株会社制度の導入	持株会社形態の利用を可能とするとともに、保険契約者等の保護、保険会社の経営の健全性確保のための効果的な監督の枠組みを構築する。	改正独占禁止法の施行をにらんで、所要の法整備を速やかに行い、実施
(4)銀行等による保険販売等	銀行等による保険販売については、子会社又は兄弟会社の保険商品に限定したうえで、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険の販売を認める。その際、影響力を行使した販売の禁止等の実効性ある弊害防止措置を講じ、その遵守のために必要な監督を行うとともに、必要に応じ措置を見直し、常に実効性を確保する。	2001年を目処に実施
(5)トレーディング勘定への時価評価の適用	保険会社のトレーディング勘定について、健全性確保の観点から、時価評価を適用する。	取引の実態等を見ながら、できるだけ早期に実現

(出所) 保険審議会「保険審議会報告書「保険業の在り方の見直しについて」の概要」(「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として—」(平成9年6月13日)) 金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/hoken/tosin/1a1401f2.htm。

6-33 金融審議会第二部会「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」(平成11年7月6日)の概要

保険相互会社の株式会社化に関するレポートの概要

1. 検討の背景

金融システム改革の進展等に見られるように、我が国の保険事業を取り巻く環境は、大規模かつ急激に変化しており、保険相互会社においては、自己資本の充実、事業展開の自由度の向上等の課題に相互会社形態よりも柔軟に対応できる株式会社への転換が重要な経営の選択肢として認識されるところとなっている。

また、諸外国でも、保険相互会社の株式会社化の動きが活発化している。

2. 保険会社形態の現状

我が国の生命保険会社46社のうち15社が相互会社であり、新契約高、保有契約高、保険料収入、総資産いずれにおいても相互会社の占める割合が相当大きなもの(約8~9割)となっている。他方、損害保険会社については、65社のうち2社が相互会社である。

相互会社の社員数は、生命保険会社では、中堅規模の会社で100万人から300万人、大手社の中には1000万人(最大手で1400万人)を超える会社もある。損害保険会社でも、1000万人程度の社員数となっている。

3. 諸外国における株式会社化の制度と事例

諸外国においても、相互会社は、保険事業の担い手として株式会社と並んで重要な地位を占めているが、90年代以降、相互会社の株式会社化が活発化している。

(諸外国における組織変更の一般的なイメージ)

- ・基本的に組織変更により行われているが、一部の国においては包括移転方式が採られている。
- ・社員権の補償は株式の交付が原則であり、現金交付は例外又は代替手段である。
- ・寄与分に加えて一律補償が広く行われている。
- ・組織変更と同時に川上持株会社を設立し、その株式を交付している例がある。
- ・組織変更と同時に初回公募が行われることが多い。

4. 現行の株式会社への組織変更制度の概要と問題点

(1) 現行制度の概要

イ 社員の寄与分に応じた株式の割当て

社員権の補償は、社員の寄与分に応じた株式の割当てにより行われる。

寄与分とは、各社員の会社の純資産形成に対する貢献度のことであり、具体的には、「社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払い、事業費の支出その他の支出に当てられた額を控除した額」から「保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額」を控除した額をいう。現行制度では、寄与分の算出はネット・アセット・シェア方式の考え方によることとされている。

ロ 組織変更剰余金額の設定

相互会社の純資産には、組織変更時の社員の寄与分の合計額を超える財産（エンティティー・キャピタル）が存在する。組織変更剰余金額は、純資産のうち現社員の寄与分でない部分に相当する額を上限として設定される金額で、組織変更後の株式会社は、純資産額から資本の額と組織変更剰余金額の合計額を控除した残額を超えて利益配当を行うことができない。これにより、エンティティー・キャピタルが全て組織変更後の株式会社の株主配当として社外流出することを阻止している。

(2) 現行制度の問題点

イ 株式の割当てに伴う問題

- ・寄与分のない社員に対しては株式が割り当てられない。
- ・社員権の補償方法が、株式の割当てに限定されている。
- ・商法の規制（最低発行価額5万円以上等）との関係で、寄与分が少額の極めて多数の社員に端株が割り当てられる。
- ・他に例を見ないような小口分散所有の会社となり、株式会社化後の株主総会運営上の問題が生ずる。

ロ 寄与分計算について

- ・実務上、計算方法の詳細が明確でない。

ハ 組織変更剰余金額について

- ・組織変更剰余金額の具体的な設定方法や減額の可否等が明らかでない。

ニ 組織変更の際に行う資本増強について

- ・組織変更手続の中で資本増強について決定することができない。

ホ 組織変更後の有配当契約者の保護について

- ・諸外国には組織変更後の有配当契約者の配当に対する期待を保護する仕組みがあるケー

スがあるが、我が国でも有配当契約者保護のための措置が必要かどうか検討する必要がある。

ヘ その他

- ・組織変更以外の方式として、包括移転方式や持株相互会社方式の考え方があるが、これらの方式を導入する必要があるかどうか検討する必要がある。

5. 現行制度の見直しの具体的方向性

(1) 社員への補償について

イ 基本的考え方

寄与分がなく、株式の割当てが受けられない社員が多数発生し得るという問題に対しては、寄与分基準を弾力化し、寄与分のない社員にも一律に補償を行ってはどうかという考え方があ

る。しかし、寄与分基準は客観的基準として合理的であること、寄与分基準を弾力化すると清算・合併の際の取扱いとの整合性が保てなくなるという問題がある。また、一律補償については、寄与分のない社員にも株式を割り当てる根拠や算定のための保険数理上の手法が存在しないという問題がある。

このように、寄与分基準を維持しつつ、寄与分のない社員に対しても社員権の補償を行うことは困難であると言わざるを得ない。この問題に対しては、できるだけ数多くの社員の寄与分が評価される方法で寄与分を計算することにより対応することが考えられる。また、「社員権の補償」として制度上位置づけられるものではないが、組織変更手続の中で、寄与分のない社員にも一定の経済的メリットを付与することを社員自治として任意に決定することも考えられる。

ロ 補償の方法

現行制度では、現金補償は許されないが、諸外国では、多様な補償方法が認められており、株式の割当てに代えて現金補償を認めるべきではないかという問題がある。

社員権の補償は、社員の財産的「持ち分」に対する補償であることから、株式の交付と現金の交付を併用することはできない。また、財源を伴うことなく単に現金補償を行うと、資金流出、ソルベンシー・マージン減少の問題が生ずる。しかし、寄与分に応じて割り当てた株式を一括売却して現金を交付したり、保険料に充当すること等は、寄与分基準を維持しつつ補償方法を多様化させるものであり、可能であると考えられる。

川上持株会社の株式を割り当てることについては、社員に対する補償の方法の一つとして可能とすることが考えられる。その場合、組織変更時において川上持株会社の設立を行うことができるよう必要な手当てを行うことが考えられる。

ハ 端株の大量発生への対応

大量に発生する端株については、商法の端株制度の特例として、端株未満の処理と同様に組織変更後の株式会社が端株をとりまとめて、これに対応する株式を一括売却し、その代金をもって補償に充てる方法を導入することが考えられる。

端株の一括売却については、売却方法、売却価格等の公正さを担保するため、組織変更計画書に売却方法、売却価格の算定方法を記載・開示して社員総会（総代会）決議を経た上で、異議申し立てを経ることとすることが考えられる。なお、売却価格の算定については、できるだけ市場の評価が反映される方法であることが望ましい。

一括売却の時期については、社員権の早期補償の観点と、上場に要する準備との調整を図るため、端株券不発行を定款に定めた場合の商法上の端株買取請求権を一年間に限り制

限する一方で、一年以内に一括売却されない場合には、端株買取請求権の行使により現金補償を受けられる制度とすることが考えられる。

また、取引所の相場がない場合には、裁判所の許可を得た方法（価格を含む。）で一括売却することになる。

(2) 寄与分等の計算について

組織変更に当たっては、会社の純資産額、組織変更時の社員の寄与分及び組織変更剰余金額を計算する必要があるが、これらについては以下の方向で対応することが考えられる。

- ① 純資産額を簿価ベースで計算するか評価替えを行うかは会社の選択による。
- ② 組織変更時の社員の寄与分は、現行制度どおりネット・アセット・シェア方式による。なお、寄与分計算の実務的手法については、今後、ガイドライン・実務基準において具体化・明確化を図ることを検討する必要がある。
- ③ 組織変更剰余金額は、会社の純資産額から組織変更時の社員の寄与分を控除したものと考えられるため、これらの計算のベースが合ったものとなる必要がある。寄与分が時価的な値となることから、計算のベースが合ったものとなるためには、会社の純資産額を寄与分計算と平仄のあったベースで仮に認識した場合の値（仮にこれを「社員補償計算純資産額」と呼ぶ。）を用いる必要がある。組織変更剰余金額は、『社員補償計算純資産額』－『組織変更時の社員の寄与分』の「社員補償計算純資産額」に対する割合を純資産額に乗じたものとする。

(3) 組織変更剰余金額について

上記(2)③により組織変更剰余金額として算出された金額の全額を定款に記載することとし、組織変更剰余金額に配当規制がかかることとする。商法の配当規制との関係では、組織変更剰余金額は、「資本＋法定準備金」を超える部分にのみ実質的な意味を有することとなる。

一定の要件を満たす場合には、商法上の定款変更手続を経て減額することができることとする。減額の要件としては、剰余金や法定準備金で未処理損失や資本の欠損を填補しなければならないような場合等が考えられる。

(4) 組織変更に際して行う資本増強について

株式会社化の主要な目的は自己資本の強化であり、組織変更と同時に又は直後の資本増強を可能とする必要がある。この場合、組織変更後の会社が、極端に株主分散の状態にあり、授權資本枠拡大のための定款変更や有利発行のための株主総会の特別決議を経ることが困難となることを考慮すると、組織変更と同時に株式の発行や組織変更直後の新株発行事項の決議を組織変更手続の中で行うことができるようにする必要がある。

具体的には、組織変更と同時に株式の発行については、発行価額など一定の事項を組織変更計画書に記載することとする。組織変更直後の新株発行事項の決定については、最低発行価額等の新株発行に関する一定の事項を組織変更計画書に記載することとする。

なお、端株一括売却や組織変更に際して行う資本増強等により、株主分散による株主総会運営面の問題にも対応できると考えられる。

(5) 組織変更後の有配当契約者の保護について

組織変更後の有配当契約者の保護の問題については、諸外国でも様々な方法が工夫されており、単一の方法を強制するのではなく、契約の内容、資産の状況等に応じて真に契約者保護を図り得る合理的な方法を選択することが望ましい。例えば、事業の成果について契約者に対する分配基準を定める、あるいは有配当ファンドや閉鎖勘定のような仕組みを

設けるなどの有配当契約に係る方針を定款に定め、組織変更決議において決定しておくことが考えられる。また、決定された内容を担保するために、組織変更する保険会社の特例として当該方針を定款記載事項として義務づけ、その変更を認可に係らしめる方法が考えられる。

(6) その他

イ 組織変更以外の方法について

包括移転方式による株式会社化については、課税の問題や社員に対する補償をどうするかという問題がある。株式会社化のための包括移転方式を制度化する場合には、社員への補償については組織変更方式と同様に行う必要があり、なお慎重に検討する必要がある。

持株相互会社方式については、子保険株式会社において、大株主である持株相互会社の社員と社員以外の外部株主の間で明らかに利益相反が生じるため、このような構造を内包したままでの新しい会社形態の導入には検討すべき課題が多いと考えられる。

ロ 損害保険相互会社特有の問題

保険料が比較的小さな契約が多く、保険期間が一年の契約が多い損害保険相互会社についても、基本的に今回の組織変更制度の見直しの中で、寄与分の計算方法の具体化・明確化を図ることにより対応できると考えられる。

ハ 組織変更に係るディスクロージャーの充実

端株処理、資本増強の内容や寄与分等の計算、今後の有配当契約者に係る方針等について公告においてディスクローズするほか、最寄りの事務所で閲覧できるよう備え置く等、組織変更に係るディスクロージャーの内容、方法を充実する必要がある。

6. その他の課題

- (1) 株式公開に向けての早期対応
- (2) 保険会社に対する時価会計の適用についての検討
- (3) 保険会社に係る連結ベースでの規制や監督上の諸問題についての検討
- (4) 税制上の手当てについての検討

(出所) 「保険相互会社の株式会社化に関するレポートの概要」(金融審議会第二部会「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」(平成11年7月6日)金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin004.pdf)。

6-34 金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間取りまとめ」(平成11年12月21日)の要旨

保険会社のリスク管理と倒産法制の整備(中間取りまとめ)要旨

I はじめに

保険会社を取り巻く市場リスク等に的確に対応するためには、保険会社の資産負債構造の特性を踏まえたリスク管理の在り方について早急に検討する必要がある。

保険会社のセーフティネットについては、保険契約者保護機構(以下「保護機構」という。)が創設されたところであるが、保険相互会社には再建型手続である会社更生法の適用がない等、倒産法制の整備は課題として残されており、検討する必要がある。

II 現行の健全性規制と破綻処理制度の概要

1. 生命保険会社に係る健全性規制

生命保険会社の負債は、超長期・利回り保証という特殊性を有しており、保険会社の健全性確保においては、負債の適正な評価（責任準備金の適切な積立て）が極めて重要である。保険会社の健全性規制においては、通常予測できるリスクに対しては責任準備金の確保により、通常の予測を超えるリスクに対してはソルベンシー・マージンの充実により対応することとされている。

- (1) 責任準備金については、標準責任準備金制度により、一定の商品について法令に定められた積立方式と計算基礎率による積立てが義務づけられている。
- (2) 保険計理人は、責任準備金の積立ての適正性を確認するとともに、「将来収支分析」により現在の責任準備金の十分性を確認する。現在の積立水準では、将来責任準備金が不足すると判断した場合には、追加積立てが必要である旨の意見書を取締役会に提出する。
- (3) ソルベンシー・マージン比率（通常の予測を超えるリスクが発生した際に、対応可能な支払余力をどれだけ有しているかを示す指標）に基づく早期是正措置が講じられることとなっている。

2. 保険会社に係る破綻処理制度の概要

保険業法上、業務又は財産の状況が著しく悪化した保険会社に関し、保険管理人による業務及び財産の管理命令等、保険契約者等の保護のための特別な措置が定められている。

また、平成10年12月には、保護機構が生保、損保それぞれについて創設され、受皿保険会社に対する資金援助又は受皿保険会社が現れない場合における保険契約の引受けを通じて保険契約者等の保護を図ることとされている。

III 保険会社の健全性規制と破綻処理制度の見直しの基本的考え方

1. 保険契約者等の保護の必要性

保険の保障機能は国民経済及び国民生活の基礎となっている。保険は、長期の契約であること、転々売買されるものではないこと、保険数理を用いた制度であり保険会社のリスクを判断することは容易ではないこと等から、保険契約者の自己責任を問にくい側面があり、保険会社の破綻において保険契約者等が被る不利益をその自己責任のみに帰することは適当ではない。そこで、保険契約の継続を図り、保険保障を確保するとともに、保険会社の損失の状況に応じて縮減される保険契約者等の権利を適切な水準まで補償することが必要である。

2. 保険契約者等の保護の基本的考え方

保険契約者等の保護の基本は、健全で収益力の高い保険会社経営であり、破綻を未然に防止することである。また、回復の見込みがなくなった保険会社の早期発見、早期処理が重要であり、そのためには、会社自身による自己規律のほか、ディスクロージャー、監査等の外部チェック、監督当局の検査、モニタリングの充実・強化、早期是正措置の適時適切な運用などが必要である。

3. 保険会社の破綻処理の在り方

破綻処理手続の厳格性、破綻処理手法の多様性等といった観点からは、再建型手続である会社更生法を保険会社の破綻処理に活用することが考えられる。

現行の行政手続による処理では、基本的に一般債権者の権利の縮減は困難であるため、保険契約者等のみが負担を負い、一般債権者が全く負担を負わない結果となるが、このような問題を解消するためにも保険会社に適用できる倒産法制の整備が必要である。

この場合、保護機構による保険契約者の手続代理、保護機構による権利の補償等、セーフ

ティネットである保護機構と倒産手続との連携を図る必要がある。

IV リスク管理の充実

1. 基本的考え方

- (1) 会社自身による内部管理の充実と監督当局のモニタリングによる会社の主体的な取組みを促進することが必要である。

資産側のリスク管理については、自己査定、時価評価等の着実な実施が重要であり、今後ともその充実を図る必要がある。負債側のリスク管理については、責任準備金の適正な積立てが重要であり、責任準備金及びソルベンシー・マージンに係る現行の制度の充実・改善によりその実効性の向上を図ることが必要である。

- (2) 将来収支分析に基づく責任準備金の十分性の確認と、監督当局のモニタリングにより、逆ざや等を原因として事業継続困難となると見込まれる保険会社をより早期に捉えることができれば、破綻処理に伴う社会経済的コストを小さくすることができる。保険会社の損失の規模によっては、責任準備金を削減することなく、将来に向かっての契約条件の変更のみにより破綻処理を行うケースも考えられる。

2. 具体的な見直しの方向性

- (1) 標準責任準備金制度の実効性の向上を図るため、標準責任準備金対象契約の範囲の拡大や標準を下回る積立ての認可基準の明確化等について検討する必要がある。
- (2) 保険計理人による確認については、確認基準の明確化・精緻化、保険計理人の独立性の確保と責任の強化、取締役会の責任の明確化等の改良が考えられる。また、追加責任準備金を積み立てないとした場合の経営改善計画の合理性のチェック、経営改善計画の達成状況等についての監督当局のモニタリングが重要である。
- (3) ソルベンシー・マージン比率については、保険会社の健全性の指標としてより適切なものとなるよう今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。

3. 事業継続困難である旨の申出義務の基準

- (1) 将来収支分析により、将来、適正な責任準備金が積み立てられなくなると判断されるにもかかわらず、追加責任準備金の積立てをしない場合において、合理的な経営改善計画が策定できないとき、又は、策定された経営改善計画が達成できないときには、将来一定の基準の責任準備金が積み立てられなくなるか見た上で、事態がそのまま推移すれば債務超過になることが客観的に予想されるものとして、保険会社に事業継続困難である旨の監督当局への申出を義務づけることが考えられる。

申出基準となる責任準備金の水準については、「解約戻戻金と全期チルメル式責任準備金との大きい方」が保険事業を継続する上で最低限維持すべき水準と考えられることから、この水準をもって申出義務の基準とすることが適当である。ただし、この水準が実態として従来の商品に比べて低くなる商品が現れており、このような商品についてどう対応するか引き続き検討する。

- (2) 会社自身が更生手続開始の申立てを行わない場合には、監督当局による申立ても法令上可能とすべきである。

4. その他の課題

ディスクロージャーの充実、保険会社会計の在り方等について引き続き検討する必要がある。

V 保険会社に係る倒産法制の整備

1. 保険会社に係る更生特例法の整備

(1) 保険相互会社への更生手続の適用

保険相互会社へ更生手続を適用するため、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）を一部改正し、相互会社について会社更生法の規定を準用する。

相互会社に更生手続を適用するに際しては、資本構成の変更を中核とする更生手続の特色を活かすために、更生計画において、①相互会社から株式会社への組織変更、②組織変更における株式交換、株式移転などを行うことができるようにする。

(2) 保険会社（相互会社・株式会社に共通）の更生手続の特例

イ. 開始原因・開始障害事由（更生の見込み）

会社更生法と同様に、①事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき、②破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときとする。

保険会社の「更生の見込み」については、保険契約の一部を移転し、残部を清算する場合等でも、保険事業の相当部分が維持・継続されるのであれば、更生の見込みがあると考えられる。

ロ. 更生手続の特例

保険会社の保険契約者等の数は極めて膨大であり、個別の手続参加を要するとすると、更生手続の円滑・迅速な進行が困難となる上、保険契約者等にとっても大きな負担となるため、金融機関と同様に、保険契約者・社員への送達の特例、保護機構による手続代理等の規定を保険会社についても新設する。また、破産の原因たる事実（債務超過、支払不能）が生ずるおそれがある場合に、監督当局に更生手続開始の申立権限を与える。

(3) 保険会社に固有の更生手続に関する特例・問題点

イ. 保険契約の解約権

保険契約が未履行の双務契約であるとする、管財人としては、保険事故発生リスクの高い保険契約のみ解約することが考えられるが、これは保険契約の集団性の理念に反する等の問題があるため、管財人からの解約はできないこととする。

ロ. 保険契約者等の権利と議決権

保険契約者の権利の評価については、生命保険については算出方法書に定める契約者価額としての責任準備金、損害保険については未経過保険料（掛け捨て保険）又は払戻積立金（積立部分）をそれぞれ基準とするべきものと考えられる。この場合においては、各保険契約者ごとの積立金の算出方法や、自ら権利行使する保険契約者のサポートなどについて、実務上の工夫が必要となる。

ハ. 更生手続中における保険金の支払い等

更生手続開始決定時（あるいは保全処分による支払停止時）以降は、保険金の支払いも停止されることになるが、①遺族等の生活保障に欠ける事態が生じ、②保険契約者の保険料支払い意欲の喪失を招くという問題が生ずるため、更生計画認可決定前でも、補償対象契約については、一定限度額（基本的に、保険金の90%）までの保険金の支払いができることとする必要がある。

二. 保険会社の更生計画案の作成・決定

基礎率の水準や保険契約の種類に応じた保険契約者相互間の条件の格差、早期解約控除の設定、更生手続開始後に納付された保険料の保護等を可能とする必要がある。

(4) 更生手続以外の倒産手続の整備

清算型手続である破産手続についても、更生特例法第5章と同様の規定を設ける。

2. 保険業法の見直し（行政手続による破綻処理）

(1) 行政手続による破綻処理と更生手続との使い分け

行政手続による破綻処理は、債権の縮減につき一般債権者全員（又は相当多数）の同意が得られることが見込まれる場合などに利用されることが想定される。

「業務の運営が著しく不適切」な場合にも保険管理人による管理処分を行い、会社の財産状況や経営実態を明らかにした上で、保険管理人が更生手続開始の申立てを行うという運用もあり得る。

(2) 行政手続による破綻処理の充実

現行の枠組みを維持するが、所要の制度整備をすることが必要である。

- 保険管理人の権限の強化等（責任追及・告発義務、罰則付きの調査権限等）
- 受皿保険会社・受皿保険持株会社による株式取得の場合や保険契約の一部移転の場合についても契約条件の変更を認める
- 「特定契約」の見直し
- 事業継続困難である旨の申出義務 等

3. 保護機構の業務の拡大・強化

(1) 業務の拡大

- ① 保険金請求権の買取り、破綻保険会社の保険金支払のための資金援助・貸付け
- ② 更生手続・破産手続における保険契約者表の作成その他の手続代理等
- ③ 保険管理人への就任
- ④ 保護機構の出資による子会社の設立（子会社において保険契約の移転を受ける。）

(2) 資金援助対象の拡大

保険持株会社による破綻保険会社の株式取得の場合や保険契約の一部移転の場合についても、資金援助ができるようにする。

4. 破綻処理制度に係るその他の論点

- (1) 生命保険については、一般的に長期契約であり、貯蓄的性格を持っており、社会的にも生命に対する保障という重要な役割を果たしていることにかんがみ、生命保険の保険契約者に優先権を与えることが適当である。

また、特別勘定の保険契約者の保護としてどのような方法によることが適当か等、今後検討を継続していく必要がある。

- (2) 預金保険制度等に関する議論も踏まえ、可変負担金率の導入の可否、資金援助方法の充実、保護機構による不良債権の買取等についても検討する必要がある。

Ⅵ 終わりに

保険会社の倒産法制の整備については、速やかな法制化を期待する。

倒産手続と保護機構との連携が重要となってくることから、保護機構の業務や補償の内容等を一般の保険契約者に分かりやすく伝えていく努力が今まで以上に求められる。

標準責任準備金制度や将来収支分析の具体的な見直しについては、監督当局及び実務界においても体系的・総合的な検討が行われることを要望する。特に、保険計理人の確認基準については、早急に精緻化の検討を行い、保険会社において新しい基準による試算を早期に実施できるようにすることが望ましい。

リスク管理の充実については、引き続き検討する。

- (出所) 「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備（中間取りまとめ）要旨」（金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間取りまとめ」（平成11年12月21日）金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin009.pdf）。

6-35 「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平成12年法律第92号)の概要

(平成12年5月31日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成12年3月7日	平成12年3月23日	平成12年4月18日	平成12年4月20日	平成12年4月21日	平成12年5月23日	平成12年5月24日	平成12年3月23日 衆本会議趣旨説明 平成12年4月21日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474122.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この二つの法案は、金融システムの一層の安定化と利用者の保護を図るため、国民の基本的な貯蓄であり生活保障の手段でもある預金及び保険について、ともに、破綻処理制度の拡充、セーフティーネットの財源の充実及び経営基盤の強化手段の整備を行うものであります。

[中略]

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の保険業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、各保険会社にあっては、競争力の強化、事業の効率化と同時に、一層の経営の健全化の確保が必要な状況にあります。

このような状況のもと、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、保険契約者等を保護するための特別の措置等を整備するとともに、相互会社の更生手続の特例等を設け、さらに、生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図ること等により、保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、保険相互会社について自己資本の充実、再編等が円滑に行われ得るよう、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、端株の一括売却制度の導入により、売却代金の交付による社員への補償を可能とすることとしております。また、組織変更と同時の株式発行等による資本増強を可能とすることとしております。

第二に、破綻処理の迅速化、多様化を図るため、保険契約者保護機構の子会社である承継保険会社による保険契約の承継等を可能とすることとしております。また、株式会社のみを対象としている更生手続について相互会社への適用を可能とするとともに、保険会社の更生手続の特例として、監督庁による更生手続開始の申し立て等を可能とすることとしております。

第三に、これまでの破綻処理により基盤の揺らいだ生命保険契約者保護機構のセーフティーネットとしての機能の維持を図るため、生命保険会社各社の負担能力を超える等の場合には、平成十五年三月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理費用について政府による補助を可能とするとともに、生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図ることとしております。

以上、預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。以上、

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成12年3月23日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、相互会社の株式会社化に関する規定の見直しを行うほか、破綻保険会社の保険契約の承継等の制度の創設等保険契約者等の保護のための特別の措置等の整備を行うとともに、相互会社への更生手続について必要な事項を定め、かつ、保険会社の更生手続及び破産手続の特例等を設け、さらに生命保険契約者保護機構の借入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図る等の措置を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 保険相互会社から株式会社への組織変更

- (1) 保険相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、商法の特例として、端株の一括売却制度を導入し、端株を割り当てられる社員への補償として売却代金の交付を可能とする。
- (2) 組織変更と同時の株式発行及び直後の新株発行による資本増強を可能とする。

2 保険契約者等の保護のための特別措置

- (1) 保険会社に対し、業務又は財産の状況に照らして保険業の継続が困難であるときは、監督当局へ事業継続困難である旨の申出を義務付ける。
- (2) 被管理会社の保険契約の移転等に係る株主総会等の特別決議に関して、仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可制度を導入する。
- (3) 保険契約の移転や合併の場合のみでなく、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合にも契約条件の変更を可能とする。
- (4) 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化
 - ① 保険契約者保護機構による保険管理人又は保険管理人代理への就任を可能とするとともに、救済保険会社が現れない場合に対応するため、承継保険会社による保険契約の承継を可能とする。

また、破綻保険会社の保険金請求権等及び資産の買取りを可能とするとともに、当分の間の措置として、当該資産の買取り及び回収について協定銀行（整理回収機構）への委託を可能とする。

- ② 資金援助の一環として、金銭贈与のほか、資産の買取り及び事後的な損失補てん（ロスシェアリング）を行うことを可能とするとともに、保険契約の全部移転の場合のみでなく一部移転の場合の資金援助、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合の資金援助を可能とする。
 - ③ 資金援助の類型として救済保険会社に対する資金援助のほか、保険契約の承継、保険契約の再承継の場合の資金援助、保険契約の再移転の場合の資金援助を可能とする。
 - (5) 生命保険契約者が有する保険金請求権等について先取特権を付与する。
- #### 3 生命保険契約者保護機構の財源対策
- (1) 生命保険契約者保護機構の借入れに係る政府保証を可能とする規定を恒久的な措置とする。
 - (2) 平成15年3月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用を生命保険各社の負担金のみで賄うとしたならば、各生命保険会社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、生命保険契約者保護機構に対し、当該費用の全部又は一部についての国庫補助を可能とする規定を設けるとともに、利益が生じた場合における国庫への納付についての規定を設ける。

4 その他

- (1) 監督当局が保険会社の準拠すべき責任準備金の計算基礎率の作成等を、社団法人日本アクチュアリー会に行わせるにあたり、必要な監督を行う等のため指定法人化する。
- (2) 金融システム改革の着実な実施を図るため、一定の保険商品につき銀行等による販売を可能とする。

5 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

- (1) 保険相互会社への更生手続の適用を可能とするとともに、保険会社の更生手続及び更生計画の遂行に係る所要の規定の整備を行う。また、破産手続についても、更生手続の特例と同様の規定を整備する。
- (2) 更生手続及び破産手続に係る保険契約者への送達の特例を設けるとともに、保護機構による手続代理等に関する規定を設ける。

6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から3か月以内で政令で定める日から施行する。ただし、3(1)及び4(2)については、平成13年4月1日から施行する。
- (2) 政府は、この法律の施行後3年以内に保険契約者等の保護のための制度に検討を加え、必要があると認める場合には、保険業の信頼維持のために必要な措置を講ずる。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474122.pdf。

4. 附帯決議

衆議院大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成12年4月18日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 保険契約者保護の観点に立ち、生命保険契約者保護機構の会員の負担能力を超える規模の破綻が発生した場合には、本法に基づき、早急、かつ、適切に対応すること。
- 一 保険会社の財務状況等を的確に把握し、適切な監督を行うとともに、経営実態のデイスクロージャーの徹底に努める一方、事業継続困難となった会社に対しては、損失の小さい段階で厳正に対処すること。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成12年4月18日)。